

## 諸外国の高等教育分野における 質保証システムの概要

Overview of the Quality Assurance System in French Higher Education

# フランス

第 2 版(2017年版)



© National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

2012 年 3 月 初版発行 2017 年 12 月 第 2 版発行

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 〒 187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1 http://www.niad.ac.jp



本資料の内容は、原作者「(独)大学改革支援・学位授与機構」のクレジットを表示し、 かつ非営利目的であることを条件に、改変したり再配布したりすることができます。

> 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 2017 年 12 月

http://www.niad.ac.jp/n\_kokusai/info/france/overview\_fr2\_j.pdf

大学改革支援・学位授与機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究の中核的事業とともに、高等教育の制度が発達している国や日本と関わりの深い諸外国を含めた、国内外の質保証機関などとの連携協力を通じて、日本の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進に向けた取組みを行っています。

高等教育の質保証制度については、それぞれの国において、政治・社会・文化・言語などの多様性を反映して、さまざまな枠組みが構築されています。そのため、言語や国境の壁を越えて実効的な関係を構築する上で、協力機関同士が、それぞれの国の質保証制度やその背景となる高等教育制度について情報交換を行い、「相互理解」を深めることが重要です。

そのため、当機構では、日本の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等を一体として発信するためのツールとして「インフォメーション・パッケージ」を作成し、公開しています。そして、その一環として、諸外国の高等教育制度・質保証制度に関する情報をまとめた概要を作成しています。これまで日本、米国、英国、オーストラリア、オランダ、フランス、ドイツ、中国、韓国について、日本語・英語の2か国語で公開してきました。

フランスでは、政府と高等教育機関との間で行われる契約政策と連動した質保証制度が構築されており、契約更新の際に、各機関は自己評価を行い、質保証機関による評価を受けて、中長期的な戦略と実施計画を政府に提示することになっています。2013年の高等教育・研究法制定により、フランス国内の高等教育・研究機関の学術共同体形成による地域的連携を促進する政策が進められており、高等教育機関の在り様が大きく変わりつつあります。さらに、この変革に対応するため、質保証制度の見直しが行われています。

このたび、フランスの高等教育制度と質保証制度に関する様々な情報をもとに、「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要: フランス (第2版)」を作成しました。主に 2015-2016 年度にかけて行った文献調査や現地調査をもとに、2012 年に刊行した本概要初版の内容を最新のデータ・動向に改め今般の公開に至りました。本編の作成にあたって、有益なコメントと示唆をくださった関係者の方々に御礼を申し上げます。特に、当機構の覚書締結機関である研究・高等教育評価高等審議会(High Council for the Evaluation of Research and Higher Education: HCÉRES)の欧州・国際関係業務部門の Director である François PERNOT 氏には、多岐にわたる助言と多大なご協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

なお、本「概要」の電子版は、当機構の国際連携ウェブサイト(http://www.niad.ac.jp/n\_kokusai/)においてもご覧いただけますので、あわせてご活用ください。

2017年12月

独立行政法人 大学改革支援,学位授与機構

## 目次

I. フランスの基本情報	
1. 主要学校制度系統図	
2. フランスの教育制度の概要	4
II. 高等教育制度	5
1. 沿革及び法的な位置付け	5
1-1) エドガー・フォール法	5
1-2) サヴァリ法	5
1-3) 大学間連携の推進 - 大学自治の大幅な拡大	6
1-3-1) 教育機関の自治の強化	6
1-3-2) 国と各機関との間で行われる契約政策	6
1-4) 高等教育・研究法(2013 年)- 教育・研究機関の地域的統合	6
2. 高等教育機関	7
2-1) 多種多様な教育機関	7
2-1-1) 大学(Universités)	8
2-1-2) グランゼコール( <i>Grandes Écoles</i> )	8
2-1-3) グランゼコール予備学級(CPGE:Classes Préparatoires aux Grandes Écoles)	8
2-1-4) 技術短期大学部(IUT:Instituts Universitaire de Technologie)	
2-1-5) 上級技術者課程 (STS: Sections de Technicien Superieur)	9
2-1-6) 高等専門学校(Écoles Spécialisées)	
2-2) 統計	10
3. 高等教育への進学	11
3-1) 大学の入学要件	12
3-2) グランゼコールの入学要件	12
3-3) バカロレア後入学(APB:Admission Post-Bac)ポータルサイト	12
4. 教育課程及び学位・資格	13
4-1) 教育課程	13
4-1-1) 短期課程	13
4-1-2) 長期課程	13
4-1-3) 特別課程	14
4-2) カリキュラム	14
4-2-1) 学生の成績評価	15
4-2-2) 進級・出口管理	16
4-3) 学位・資格	16
4-3-1) 3 段階の学位制度の導入	16
4-3-2) 学位と免状 (diplôme)	17
4-3-3) 短期課程学位	18
4-3-4) 中間学位	19
4-3-5) 長期課程学位	19
4-3-6) 国家資格枠組み	
5. 授業料及び学生に対する財政支援	
5-1) 授業料	
5-2) 学生に対する財政支援	
5-2-1) 奨学金プログラム検索サイト: キャンピュスボース ( <i>CampusBourses</i> )	
6. フランス高等教育の国際化	

7. 高等教育所管官庁及び高等教育関係団体	23
8. 高等教育関係法令	25
III. 質保証制度	27
1. フランス高等教育質保証制度の変遷	
1-1) 国家評価委員会(CNE)	27
1-2) ボローニャ・プロセス	27
1-3) 研究計画法(2006年)- 現行の質保証制度の確立	27
1-4)高等教育・研究法(2013年)- 高等教育機関間における連携の加速化に対応した質保証	Ē27
2. フランス高等教育質保証制度の概要	28
2-1) 高等教育機関及び大学の認可制度	28
2-1-1) 高等教育公施設法人の設置	28
2-1-2) 私立高等教育機関の設置	29
2-2) 内部質保証	29
2-3) 外部質保証	29
3. 研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)による評価活動	31
3-1)基本情報	31
3-2) 使命	32
3-3) 基本原則	32
3-4) 任務	32
3-5) 評価の概要	
3-5-1) 評価サイクル	
3-5-2) 総合評価	
3-5-3) 学術共同体評価	
3-5-4) 機関別評価	
3-5-5) 研究評価(研究ユニット評価、研究領域評価)	
3-5-6) 教育課程・博士学院評価	
3-6) 評価結果の影響	
3-7) 評価の検証	
4. 高等教育の国際化と質保証	
4-1) 他国との間における共同認証や学位・資格の認定	
4-2) HCÉRES が行う国際的な活動	42
付録:技術者資格委員会 (CTI)	44
1. 基本情報	44
2. 使命、目的	45
2-1) 使命	45
2-2) 目的	45
3. 主な活動	45
3-1) 評価及び認証	
3-2) 国際的な CTI の認証活動	46
3-3) その他の国際的な活動	46
付録:用語集	48
中曲, 关芝咨判	5 1

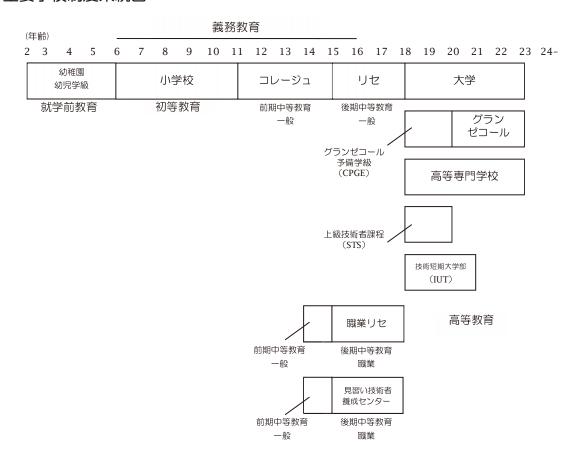
## I. フランスの基本情報

国名	フランス共和国		
首都	パリ		
公用語	フランス語		
総人□*	6,663万人(2016年)		
国内総生産(GDP)**	2兆4,210億米ドル(2015年)		
1 人当たり国内総生産 **	3万7,675米ドル(2015年)		
一般公的支出に対する公財政教育 支出の割合 ***	全教育段階 8.4% (OECD 各国平均 11.2%)	高等教育段階 2.	2% 3.1%)(2013 年)
国内総生産に対する公財政教育 支出の割合 ***	全教育段階 4.8% (OECD 各国平均 4.8%)	高等教育段階 1.	2% 1.3%)(2013 年)
高等教育段階の教育機関による 学生1人当たり年間支出***	1万6,194米ドル(2013年)		
高等教育段階の学生1人当たり 年間公的支出***	1万2,479米ドル (2013年)		
高等教育への進学率 ****	フランスのバカロレア受験者 71 万 718 人のうち 88.0% が合格(2014 年)。  一般:30 万 5,667 人が合格(91.0%) 技術バカロレア:12 万 9,210 人が合格(90.7%) 職業バカロレア:19 万 773 人 が合格(82.2%) ※上記の( )内は、資格ごとの受験者に対する合格者の割合		
学校教育制度	本編「I-1. 主要学校系統図」及び「I-2. フランスの教育制度の概要」(p.4)参照		
学年曆	学年暦の始まりと終わりは各大学による(9月1日から7月半ばまで)が、学年暦は2つのセメスターに分けられる。通常、第1セメスターは9月初旬から1月下旬、第2セメスターは2月初旬から5月下旬までである。 試験期間は各セメスターの終わりに設けられる。		

## 出典:

- \* 仏国立統計経済研究所: http://www.insee.fr/fr/accueil
- \*\* 国際通貨基金 (IMF): http://www.imf.org/external/index.htm
- \*\*\* 経済協力開発機構 (OECD): Education at a Glance 2016
- \*\*\*\* 高等教育・研究・イノベーション省(MESRI): Higher education & Research in France, facts and figures, November 2015

## 1. 主要学校制度系統図



#### 出典:

欧州委員会 (EC): Eurydice - The Structure of the European Education Systems 2014/15: Schematic Diagrams 文部科学省: 「諸外国の教育統計」平成 26 (2014) 年版

## 2. フランスの教育制度の概要

フランスの学校教育制度は、初等教育として小学校、中等教育としてコレージュ、リセ、職業リセなど、高等教育として大学、グランゼコール、高等専門学校などがあり、義務教育は 6 歳~ 16 歳、学年制度は、初等教育、中等教育、高等教育の  $5\cdot 4\cdot 3$  制となる。

- 就学前教育 義務ではないが、幼稚園または小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2歳~5歳児が対象。
- 初等教育 小学校(École élémentaires): 修業年限は5年(6歳~10歳)。
- 中等教育 (1)前期中等教育: コレージュ(Collége): 修業年限は4年(11歳~14歳)。
  - (2) 後期中等教育:リセ(Lyceé~général~technologique):修業年限は 3 年(15 歳~ 17 歳) 職業リセ(Lyceé~professionnel):修業年限は  $2\sim3$  年(15 歳~ 17 歳)
- 高等教育 大学 (Universités)、グランゼコール (Grandes Écoles) 等、学校種により修業年限は異なる。
   詳細については、本編「II-2. 高等教育機関」(p.7) を参照。

#### 出典:

欧州委員会 (EC): Eurydice - The Structure of the European Education Systems 2014/15: Schematic Diagrams 文部科学省: 「諸外国の教育統計」平成 26 (2014) 年版

## II. 高等教育制度

## 1. 沿革及び法的な位置付け

フランス高等教育の歴史は、初めて大学が設置された 12 世紀を起源とする。当時の大学は多くの特権と大幅な自治の認められた独立した機関であった。

フランス革命期(18 世紀末)の 1794 年、国民公会は、グランゼコールである公共事業中央学校(1 年後に理工科学校(École polytechnique)と改称)、工芸院、東洋語学校及び美術学校等を創設した。1806 年、ナポレオン 1 世は、教育制度を掌握するため帝国大学(組織令は 1808 年に制定)を設置する法律を制定し、全ての教育機関がこの下に統合された。帝国大学はかなり中央集権的なものであった。大学区の創設された 27 の都市には中央政府の直接の管理下にある単科大学(facultés)が置かれた。この中央集権化は今日でも論議を呼んでいる。その後ナポレオン 3 世の治世に、それまで皇帝により任命され大臣が就任していた学長(Grand maître de l'université)の地位は皇帝自らが就くこととなった。フランス全土が 16 の学区に分けられ単科大学が独立して管理を行うようになると、1896 年、最終的にそれぞれが大学という名称を持つようになった。学位(grade)はなお国家の責任ではあったものの、1986 年の改革において大学は独自の免状(diplôme)を付与できる権利を与えられた。

#### 1-1) エドガー・フォール法

エドガー・フォール法として知られる 1968 年の高等教育基本法は、新しいタイプの機関として「学術的・文化的性格を有する公施設法人(EPCSC)」の設置を定めた。同法によりそれまでの単科大学は、教育研究ユニット(UFR)として構成されるようになった。教育研究ユニットは、大学コミュニティの関係者や複数の学問領域¹の関係者によって構成される自治の認められた組織である。しかし、高等教育は依然、上級官僚を養成するためのグランゼコールと、実質的には「UFR の集合体」であった大学の 2 つのカテゴリーに大きく分けられたままであった。この法律に関するもう 1 つの重要な点は、1968 年 5 月革命後、大学に対して一層の自治が与えられたことである(学長の選出、評議会への学生の参加)。

#### 1-2) サヴァリ法

現在の高等教育体制は、サヴァリ法として知られる 1984 年に制定された教育法典によって規定されている。その主な考え方は、公共サービスとしての国民教育及び高等教育を提供することである。同法はエドガー・フォール法の主な原則を維持しつつ、グランゼコールについてもその他の高等教育機関と同じ文脈においてグループ化し、外の世界に対して一層開放された機関にするという目的を掲げた。同法は大学やグランゼコールについて、現在の学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人(EPSCP)(p.28)としての地位を認めた。また、進学機会均等の原則は、フランスの教育制度において長い間主張されてきており、大学において生涯教育も認められている。

1984 年から 2007 年までのフランス高等教育の歴史の中で最も重要な点は、第一に、国と高等教育機関の良好な関係を維持しつつ、高等教育機関の独立性をより広範に認める契約政策の実施(1989 年)、第二に、国と地方で共同して高等教育制度を発展させる主要なガイドラインの策定(U2000 計画、U3M 計画、2000 年 - 2006 年)、第三に、2002年以降の LMD(学士/修士/博士)改革の実施が挙げられる。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ここでいう学問領域とは、p.39 の評価における学問領域の定義とは意味が異なり、学問の分野としての領域そのものを示す。

#### 1-3) 大学間連携の推進 - 大学自治の大幅な拡大 -

#### 1-3-1) 教育機関の自治の強化

エドガー・フォール法により、大学の自治が拡大したほか、大都市では同じ敷地内にあった複数の単科大学を解体し、個々の大学として設置したことから、複数の大学が地理的に近接することとなった。このような背景から、資源を有効活用することが必要であった。また、国際的な大学ランキング低迷への懸念等の課題に対応するため、フランスでは、地域的な大学連携が政策的に推進されてきた。1990年、欧州大学拠点(PUE: pôle universitaire européen)制度が設けられ、1991年から 2001年にかけて 11 拠点が設置された。しかし、本制度は大学を中心とした連携の枠組みであったため、政策の効果が限定的であった。そのため、PUE をさらに発展させ、2006年の研究計画法を制定することにより、研究・高等教育拠点(PRES: pôle de recherche et d'enseignement supérieur)を発足させた。PRES 設立の主な目的は、特定地域内での教育及び職業専門教育に関して統一的な方向性を持たせること、組織、効率性、ガバナンスの一貫性及び統合を改善すること、研究能力及び教育機関の国際的な影響力向上を支援すること、新たなサービスやインフラの共同開発を可能にすることが挙げられる。さらに、2007年8月、大学の予算及び人事に関する自治をさらに強化するために制定された「大学の自由と責任に関する法律(LRU)」により、大学の統合は更に進められるとともに、自治に向けた動きが加速することとなった。

#### 1-3-2) 国と各機関との間で行われる契約政策

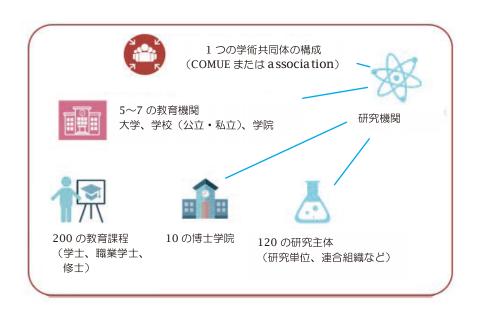
自治拡大プロセスと並行して、サヴァリ法制定以降、国は、国と教育機関間の戦略的な対話を促進するため、各大学及び研究機関との契約締結に基づく関係構築に着手した。当初、研究分野に限定されていたこの契約は、やがて教育機関のあらゆる任務に拡大し適用されるようになった。2007年のLRU制定により、任意的なものであった国との契約は義務化され、2010年にはそれまで4年間であった契約期間が5年間に延長された。

#### 1-4) 高等教育・研究法(2013 年) - 教育・研究機関の地域的統合

高等教育における国際的な競争が激化する中、浮上してきたのが地域的な連携の強化という考え方である。前述のように、2006年には、地域における大学、グランゼコール及びその他の研究機関が、共同で、もしくは相互に人材を提供したり事業を実施したりすることを可能にするため、複数機関の合併やPRESという新たな形態の設置が進められるようになった。さらには2013年の高等教育・研究法の制定により、同一地域内における高等教育・研究機関の統合が促され、教育課程や研究活動の連携、学生の生活環境の向上、国内外における教育機関の認知度向上などに向けた、各種の共通的な取組みが進められている。2016年11月現在では、25の学術共同体が誕生している。25のうち20の学術共同体は、大学・高等教育機関共同体(COMUE)2、残りの5つはより拘束力の少ない連盟(association)の形態をとっている。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> COMUE とは、科学協力校施設法人 (EPCS: établissements publics de coopération scientifique) という設置形態をとった PRES が置き換えられたもの。 PRES の設置形態の例示として、EPCS のほか、科学利益団体 (GIS: groupement d'intérêt scientifique)、非営利社団 (association Loi 1901)、公的利益団体 (GIP: groupement d'intérêt public)、科学協力財団 (FCS: fondation de cooperation scientifique) がある。 EPCS はこの中で最も強い連携の形態であった。



#### 出典:

高等教育・研究・イノベーション省(MESRI): http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/

ヨーロッパ・外務省: http://www.diplomatie.gouv.fr/

研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

Legifrance: http://www.legifrance.gouv.fr/ フランス大学学長会議(CPU): http://www.cpu.fr/

欧州委員会 (EC): Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010

在日フランス大使館:http://www.ambafrance-jp.org/ 大場淳:フランスにおける大学の連携と統合の促進(2014)

大場淳:フランスにおける大学・高等教育機関共同体 (communauté d'universités et établissements: COMUE) の

設置 (2015)

野田文香: フランス高等教育におけるプログラム評価 (2015)

#### 2. 高等教育機関

#### 2-1) 多種多様な教育機関

フランスの高等教育は、バカロレア取得者を対象とする点では共通しているものの、異なる目的、構成、修業年限及び入学条件を持った多種多様な教育機関が設置されている。これらは、大学(Universités)、グランゼコール(Grandes Écoles)、グランゼコール予備学級(CPGE:Classes Préparatoires aux Grandes Écoles)、技術短期大学部(IUT:Institut Universitaire de Technologie)、上級技術者課程(STS:Section de Technicien Superieur)に大別することができる。その他、各種の職業教育を行う高等専門学校(Écoles Spécialisées)も存在する。

#### 高等教育機関の種類

機関名	修業年限	設置形態		
大学(Universités)	3 年以上	国立		
グランゼコール(Grandes Écoles)	3年	国立、私立		
グランゼコール予備学級(CPGE)	2年	公立・私立リセ付設		
技術短期大学部(IUT)	2~3年	大学付設		
上級技術者課程(STS)	2~3年	公立・私立リセ付設		
高等専門学校(Écoles Spécialisées)	1~5 年	国立、私立		

#### 2-1-1) 大学 (Universités)

1984年のサヴァリ法の規定に基づき、フランスの大学は公施設法人(EP,主に学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人(EPSCP)(p.28)となっている。大学は、医学などの例外を除き、バカロレア(p.11)を有し、入学を希望する全ての学生を受け入れなければならない。また、入学資格が認められる海外の大学の証書を持つ学生を受け入れることもできる。2015年から2016年にかけて、フランスの大学には約160万人の学生が在籍していた。このうち約14%は外国人学生である。1984年以降、大学は教育研究ユニット(UER)として構成されてきた。大学は1966年に設置された技術短期大学部(IUT)及び1994年に設置された大学附属職業学校(IUP)などの学内機関及び内部校を擁する。

なお、法令上、大学は全て国立大学である。また、フランスでは、私立高等教育機関が「大学(université)」の名称を用いることが法律上禁止されている(教育法典 L 731-14 条)。ただし、「X 大学(université(catholique)X)」のように通称として用いたり、国際協定の中で大学という名称を使用したりする場合もあるが、私的に所有される教育機関である旨をその名称で明示しなければならない。通称私立大学と呼ばれる私立高等教育機関は、主にカトリック系の私立自由高等教育機関で、現在は 13 の機関が存在し、1875 年の高等教育の自由に関する法律の適用を受けて一般的な大学教育課程を提供している。しかし、学位授与が認められているのは原則として国立大学のみであるため、学位授与を希望する私立高等教育機関は国立大学と協定を結び、学生は国立大学の実施する試験を受けることで学位を取得できる。(本編「II-4.教育課程及び学位・資格」(p.13)参照)

#### 2-1-2) グランゼコール (*Grandes Écoles*)

グランゼコールは、フランス特有の教育機関である。この施設法人には、大学と異なり学生を選抜する権利があり、工学、上級管理職、芸術、文学、社会科学及び法律の専門家を養成する教育を行う。グランゼコールの教育<sup>3</sup> は通常 5 年である。これにはグランゼコールまたはリセ(中等教育機関)に設置された、2 年間のグランゼコール予備学級(CPGE)と呼ばれる準備教育が含まれる。したがって、これらの多くは、バカロレア水準 +5 年の証書を発行し、卒業時に修士学位を授与している。

グランゼコールは大きく技術学校と経営学校の 2 つのグループに分けられ、その他にも高等師範学校 (ENS)、獣医学校など、様々な専門分野のグランゼコールがある。高等師範学校は全部で 4 校が存在する (パリ、リヨンに 2 校ずつ設置されている)。これらグランゼコールは、高等教育・研究・イノベーション省 (MESRI) の所管である。なお、欧州連合 (EU) の学生で、将来高級官僚になることが予定されている者については、高等師範学校、陸軍学校、理工科学校、国立高等鉱業学校、国立土木学校、国立行政学院 (ENA) など特定の学校に通うことで、「研修中にある準国家公務員」としての地位を有することになり、就学中(現在は 4 年間)に給与が支給される。(本編「II-4.教育課程及び学位・資格」(p.13)参照)

#### 2-1-3) グランゼコール予備学級(CPGE: Classes Préparatoires aux Grandes Écoles)

グランゼコール予備学級(CPGE)は、グランゼコール又は全国の主要なリセ(中等教育機関)に付設された、グランゼコールの入学試験に向けて準備を行うための教育課程である。バカロレア取得者中の CPGE 現役進学者の割合は、毎年平均7%程であり入学すること自体がきわめて狭き門である。また、CPGEでは入学試験の準備のみを行っていることから、免状の取得はできないため、CPGEに入学すると同時に大学にも在籍登録を行い、大学免状を取得することも可能となっている。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> グランゼコールの多くは部分的に企業から出資されている。また、クラスが小規模であるため学生は教授陣と十分に対話する機会が与えられる。プロジェクト及び事例研究が主要な教育モデルであり、学生は広い選択肢を有する。

#### 2-1-4) 技術短期大学部 (IUT: Instituts Universitaire de Technologie)

技術短期大学部(IUT)は、2年間で上級技術者の資格を取得するための準備教育を行うことを目的として設立された。 前述の大学と異なり、学生は入学にあたり、書類審査、筆記試験、面接を受けなければならない。教育課程は25種類 の専攻領域に分かれており、明確な職業志向性を有する専門教育が行われている。施設・設備については、大学等と比べ、 相対的に高い技術の施設を取り入れているなど、学習環境は恵まれている。また、所定の課程を修了すると、大学短期 技術教育免状(DUT: Diplôme universitaire de technologie)(p.18)を取得することができる。

#### 2-1-5) 上級技術者課程 (STS: Sections de Technicien Superieur)

上級技術者課程 (STS) は、グランゼコール予備学級 (CPGE) と同様全国の主要なりセ (中等教育機関) に付設されている。技術短期大学部 (IUT) と同じく、上級技術者の養成を目的としており、選抜された学生が入学できる。また、IUT よりも専攻領域を絞って専門教育を行っており、その専門領域数は 113 種類にのぼる。所定の課程を修了すると、上級技術者免状 (BTS: Brevet de Technicien Supérieur) (p.18) を取得することができる。

## 2-1-6) 高等専門学校 (Écoles Spécialisées)

フランスの料理やホテル経営、ファッション、映画などの分野は世界的にも認められているが、多くの高等専門学校で、 このような分野の教育課程を提供している。(本編「II-4. 教育課程及び学位・資格」((p.13))参照)

#### 出典:

キャンピュスフランス: http://www.campusfrance.org/fr/

高等教育・研究・イノベーション省(MESRI): http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/

在日フランス大使館: http://www.ambafrance-jp.org/-Japonais-

夏目達也: フランス高等教育における学位・免状制度(2014)

大場淳:フランスにおける大学・高等教育機関共同体 (COMUE) の設置 (2015)

夏目達也・大場淳:フランスの高等教育における職業教育と学位(2016)

9

<sup>4</sup> 技術学校及び経営学校以外のグランゼコール、大学付設教員養成学校、高等専門学校などが該当する。

## 2-2) 統計

## 高等教育機関数の推移

(単位:校)

古华勒芬機門の孫叛	教育機	+ 単れで		
高等教育機関の種類 	2011年	2015年	増加率	
大学(Universités)	75	72	△ 4%	
技術短期大学部(IUT)	114	111	△ 2.7%	
上級技術者課程(STS)	2,286	2,378	3.8%	
グランゼコール予備学級(CPGE)	449	445	△ 4%	
技術学校(グランゼコールを含む)	254	261	2.6%	
経営学校(グランゼコールを含む)	210	191	△ 9.9%	
その他の高等教育機関 <sup>4</sup>	1,091	1,186	8%	
計	4,479	4,644	3.5%	

出典:高等教育・研究・イノベーション省(MESRI): REPÈRES & RÉFÉRENCES STATISTIQUES 2016

## 学生数の推移

(単位:千人)

高等教育機関の種類	学生	増加率		
向守狄月依矧の惶焼	2011-12年	2015-16年	<b>垣川</b> 年	
大学 (Universités)	1,450.7	1,593.2	9.8%	
うち、技術短期大学部(IUT)	115.0	116.2	1.0%	
上級技術者課程(STS)	246.0	234.2	△ 4.8%	
グランゼコール予備学級(CPGE)	80.4	83.5	3.8%	
技術学校(グランゼコールを含む)	130.4	143.0	9.7%	
経営学校(グランゼコールを含む)	126.7	138.5	9.3%	
その他の高等教育機関	316.7	358.7	13.3%	
āt	2,350.9	2,551.1	8.5%	

※海外県を含む

出典:高等教育・研究・イノベーション省(MESRI):Higher education & Research in France, Facts and figures, November 2015, REPÈRES & RÉFÉRENCES STATISTIQUES 2016

## 3. 高等教育への進学

高等教育機関への入学要件は、各教育機関及びそこで取得できる学位等によって異なるものの、全ての教育機関では、原則バカロレア(baccalauréat)またはそれに相当する証書の保有を条件としている。

なお、バカロレアとはフランスにおける統一国家試験で、中等教育(高等学校)の修了を認証する制度である。自然科学系、経済・社会科学系、文学系などの各系統に対応した受験区分が設けられている。バカロレア合格は、原則として高等教育にアクセスするための必要条件であるが、バカロレア合格以後、何らかの高等教育修了証書を得るまでにかかる年数(Bac+α と表される)が重要とみられている。

各高等教育課程におけるバカロレア保有者の現役進学率の推移(%)(フランス本土 + 海外県)

バカロレアの種類	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
一般バカロレア						
大学 (Universités)	64.6	64.6	65.5	64.6	64.1	65.2
うち、技術短期大学部(IUT)	11.0	10.8	10.7	10.7	10.6	10.2
グランゼコール予備学級(CPGE)	13.8	13.3	13.2	13.2	13.0	12.5
上級技術者課程(STS)	8.9	8.9	8.9	8.7	8.6	8.1
その他の課程	12.3	12.2	12.3	12.3	12.5	12.2
技術バカロレア						
大学(Universités)	25.5	28.1	28.5	28.2	28.3	30.8
うち、技術短期大学部(IUT)	9.8	10.1	9.9	9.6	9.6	11.0
グランゼコール予備学級(CPGE)	1.4	1.4	1.5	1.5	1.7	1.7
上級技術者課程(STS)	43.1	44.0	42.7	42.0	40.8	36.2
その他の課程	5.5	5.6	5.1	5.2	5.6	5.4
一般及び技術バカロレア合計						
大学(Universités)	51.9	53.1	53.5	53.2	53.4	55.2
うち、技術短期大学部(IUT)	10.6	10.6	10.4	10.3	10.3	10.4
グランゼコール予備学級(CPGE)	9.7	9.6	9.4	9.5	9.6	9.4
上級技術者課程(STS)	20.1	19.9	19.8	19.1	18.3	16.2
その他の課程	10.1	10.1	10.0	10.1	10.4	10.3
職業バカロレア						
大学(Universités)	5.4	7.7	7.7	9.0	8.8	8.6
うち、技術短期大学部(IUT)	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8
グランゼコール予備学級(CPGE)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
上級技術者課程(STS)	17.4	17.7	18.4	18.8	19.3	23.8
その他の課程	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
全バカロレア総計(一般、技術及び職業)						
大学(Universités)	42.6	43.0	43.3	41.1	39.4	42.6
うち、技術短期大学部(IUT)	8.6	8.4	8.3	7.7	7.3	7.8
グランゼコール予備学級(CPGE)	7.8	7.5	7.3	6.9	6.6	6.9
上級技術者課程(STS)	19.6	19.4	19.5	19.1	18.6	18.3
その他の課程	8.2	8.0	7.9	7.5	7.4	7.6

出典:高等教育・研究・イノベーション省(MESRI):Higher education & Research in France, Facts and figures, November 2015

高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)の所管する教育機関(大学、教育機関または公立学校の種類を問わず)におけるバカロレア取得後を対象とした様々な教育段階の各課程へは、社会経験認定制度(VAE)(p.20)を通じて入学することも可能である。例えば、外国の学位を有する学生はこの認定制度を利用することでフランスの高等教育機関に入学することが可能となる。入学の認定は、各高等教育機関の長が教授会の助言を受けて決定する。

#### 3-1) 大学の入学要件

大学の学士レベルにおける選抜試験はない。大学は次の証書を有する全ての学生を受け入れなければならない。

- フランスのバカロレア、もしくはこれに相当する証明書(法科適格証(certificat de capacité en droit) など) を有する者
- 大学入学検定試験に合格し、大学教育進学免状(DAEU)を有する者 ※ DAEU は、1994 年に創設された国家高等教育免状で、特別大学入学試験(ESEU)に取って代わったものである。バカロレアを保有していない者が高等教育を受けるために必要となる証書の一つである。

なお、技術短期大学部(IUT)への入学は、バカロレアを保有する受験者に対する面接を含む選抜試験によって決定される。

## 3-2) グランゼコールの入学要件

公立・私立のグランゼコールは性格が大きく異なることが多いが、厳格な入試選抜を持つ点では共通している。受験者のほとんどが、バカロレアの取得のみならず、入試選抜を経てグランゼコール予備学級(CPGE)に入学し、2年間の修学後、さらにグランゼコール入学のために高いレベルの試験に合格しなければならない。しかし、国立応用科学学院(INSA)のように、バカロレア取得後グランゼコール予備学級を経ないで学生を選抜する教育機関もある。なお、グランゼコール入学試験で不合格となっても、大学の入学要件を満たす学生は大学へ進学することができる。

## 3-3) バカロレア後入学(APB:Admission Post-Bac)ポータルサイト

バカロレア後入学(APB)ポータルサイトでは、バカロレアを取得し、フランスの高等教育機関で学びたい者が、高等教育機関についてより適切な情報を入手し、将来の進路を決定できるよう、全ての高等教育課程の一覧を提供している。また、フランスを含む欧州連合(EU)の学生で、大学やグランゼコール、上級技術者課程(STS)、短期技術大学(IUT)等に進学を希望する者は、本サイトを通じて願書をオンライン申請することが義務づけられており、最大 24 機関までの願書を提出することができる。

#### 出典:

高等教育・研究・イノベーション省(MESRI): http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/

Admission Post-bac: http://www.admission-postbac.fr/

欧州委員会 (EC): Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010

キャンピュスフランス: http://www.campusfrance.org/ 大場淳: フランスの高等教育機関と学位授与権 (2008)

## 4. 教育課程及び学位・資格

#### 4-1) 教育課程

フランスでは、高等教育の教育課程は 3 種類(短期課程、長期課程及び特別課程)に分類される。これらの教育課程の概要について次に述べる。

#### 4-1-1) 短期課程

通常 2 年間または 3 年間の就学を要する短期課程は、経営、製造及びサービスの分野に多く、そのほとんどは、高等専門学校または大学と連携した複数の学問領域を持つ教育研究機関で行われている。可能な限り短期間で学生が就職できるとともに、その後の高等教育継続の可能性をも排除することのないよう意図されている。カリキュラムは、原則として、企業のインターンシップを含むことから、短期課程は、労働市場での実践的で関連性のある経験を積ませるものとなっている。通常入学時に高度な選抜試験が課され、大学で行われる場合でも、一般の大学入学とは異なり、選抜制をとる。

#### 4-1-2) 長期課程

長期課程は、大学、グランゼコール及び高等専門学校において実施される。

#### 大学

以下の3つの教育段階により、構成される(p.16)。

- 学士:3年間の就学。6セメスター(180単位(ECTS:欧州単位)に相当)。
- 修士: (学士の3年間を含めた)5年間の就学。学士に追加的な4セメスター(追加分120単位(ECTS)に相当)。
- 博士:(学士・修士の5年間を含めた)8年間の就学。学士・修士に追加的な6セメスターに相当。

#### グランゼコール

グランゼコールにおける長期課程は、グランゼコール内またはリセ(中等教育機関)における2年間のグランゼコール予備学級(CPGE)から始まる計5年間の中等教育後の就学を意味する。グランゼコール予備学級は、その後の3年間のグランゼコール課程に進学するために必要な受験資格を得るための厳しい教育課程である。通常、リセにおいて行われるグランゼコール予備学級の課程は、高等教育の第一段階に相当し、系統としては、経済・経営、文学及び科学の3つのクラスに分かれている。グランゼコール予備学級で行われる教育では、欧州域内で互換性のある欧州単位互換制度(ECTS)に応じた単位を獲得することができる。グランゼコールを修了した学生は、正式に修士学位と同等の証書を取得する。多くのグランゼコールでは、各校の専門分野について、英語による教育が行われている。グランゼコールのカリキュラムには、通常国際的なインターンシップ及び海外留学が含まれている。

#### 高等専門学校

高等専門学校では、通信、観光、保健、医療補助、料理、ホテル経営、ファッション、映画、漫画、アニメーション、ビデオ・ゲーム、写真、芸能、ジャーナリズム、ソーシャル・ワークなど、様々な分野の証書を取得することができる。高等専門学校は機関独自の証書または学位を授与することができる。ほとんどの課程は2年間から5年間である。入学許可は一般的には試験または学生の入学申請書類によって決定される。

#### 4-1-3) 特別課程

#### 理論と実践を組み合わせた教育課程

この教育課程は、高等教育機関における理論的な教育と、企業における実践的な教育とを組み合わせたものである。職業専門的な経験と資質を養成するこの種の教育は、高等教育分野において常に発達してきている。この教育課程では、上級技術者免状(BTS)のようなバカロレア水準+2年(Bac+2)の証書、またはBac+3年もしくはBac+5年の証書を取得することができる。このほか一部の大学及びグランゼコールにおいて、この種の教育課程を通じた工学の学士/修士証書を取得できる場合もある。

#### 遠隔教育

高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)は、全ての分野で通信教育課程を実施するため、国立遠隔教育センター (CNED)を設置した。職業資格を求める教育課程においては、学生及び教員の間のセミナーや会合もオンラインにより 開催される。CNED の「電子キャンパス(campus électronique)」プログラムは、図書館など実際のキャンパスで利用できるものと同等の様々なサービスへのアクセスを提供している。

#### 高等教育における生涯教育

高等教育機関における生涯教育は、1971年の「生涯教育の一環としての継続的職業教育の組織に関する法律」に始まり、大学は1985年より専門職研修へのアクセスを提供し、1993年より職業経験を認める部分的な学位を発行してきた。2002年にさらなる措置がとられ、ボランティア、ソーシャル・ワーク及び無給の就業を含む職業経験の認定を通じて完全な学位が取得できるようになった。これらの課程は関連する科目群(UE: Unité d'Enseignement)で構成され、(仕事や家庭の事情もしくは遠隔地であることなどを理由として)通学に制限のある学生のため、情報技術を用いた受講形態も模索されている。

#### 4-2) カリキュラム

2002 年、学士の学位に至る大学教育に関する省令によって、6 セメスターからなる分野別に構成される教育課程が規定された。こうした課程は学位の種類に合わせて設定された目的に基づいてカリキュラム化される。学位等の種類には次に挙げるものが代表的なものである。

- 大学一般教育免状 (DEUG) 及び学士 (1997年省令)
- 複数の学問領域からなる学士(1994年省令)
- 行政学学士(1985年省令)
- 大学短期技術教育免状(DUT)(1994年省令)
- 大学科学技術教育免状(DEUST)(1984 年省令、2007/2008 年から LMD 制度に含まれず)
- 職業学士(1999年省令)
- 通訳/ガイド国家学位(1995 年省令)

教育課程は、各学位によって異なるものの、基本的に、教育理論や方法論、実践応用等で構成される。また、これらの課程には、教育目的に基づき、(学生が一定の一般的な知識基盤を獲得することを確保しながら)職業系専門分野に関する(準備)教育、個人またはグループのプロジェクト及びインターンシップの要素が含まれている。また課程は、学生が選択する必修科目群及び選抜制科目群で構成され、外国語教育やIT教育も含まれる。カリキュラムの中では、特に大学での学習方法や研究技術の習得についての教育も行われる。

#### 4-2-1) 学生の成績評価

フランスの大学の教育課程は、通常科目群(UE)にグループ化されている。学位は、必修もしくは選択制の UE の組合せ、または選抜制の一定数の UE を修了することにより取得できる。一旦 UE を修了すれば、それを喪失することはなく、別の課程の学位要件における UE としての適用を考慮することができる。

#### 成績評価

フランスの高等教育における学生の成績評価は、以下の2つの方法の組み合わせで行われている。

- 継続的評価。学習について、科目ごとに年間を通して行われる試験や小テスト等を通じて継続的に評価する。
- 最終試験。全ての科目について科目ごとの試験が数日にわたって実施される。年間 2 回、各セメスターの終わりに行われる。

#### 成績の評定基準

一般的に、フランスの高等教育機関では、フランスにおける成績評定基準である 20 (最高) から 0 (最低) を用い科目 ごとに成績をつける。

#### フランスにおける成績評定基準

点数	記載評価区分	意味	注記
16 ~ 20	Trés bien (TB)	秀	
14 ~ 15	Bien (B)	優	
12 ~ 13	Assez bien (AB)	良	
8~11	Passable	可	$8\sim 9$ は、場合により追加試験が必要となる
0~7	Ajourné	不可	

出典: Nuffic: Education system France - The French education system described and compared with the Dutch system

ECTS (欧州単位互換制度) の評定基準は、欧州圏内の学生に対して母国の教育機関から付与された単位(成績を含む) を各教育機関が読みかえることを可能にするために考案された。

#### 経験に対する単位の付与

関連の規定により、フランスの高等教育機関は、単位認定希望者の職業経験、またはその他の経験を認定することにより、 学位、修了証、またはその他の資格(職業資格など)の取得に必要となる単位を付与することができる。単位認定希望 者は、本人の有する職業経験及びスキルについて申請書に記入する。提出を受けた機関では、記載された経験及びスキ ルに基づき、単位の付与の可否や単位数を審査員が判断する。審査員が申請よりも少ない単位数の付与を決定した場合は、 どのように補填すれば残りの単位も付与されるか提案される。

手続きには大きく分けて 2 種類ある。1 つは VAP 85 と呼ばれる手続きで、単位認定希望者が認定プロセスにより決定されたレベルの課程に直接入学することを可能とするものである。もう 1 つは社会経験認定制度 (VAE) (p.20) であり、単位認定希望者の過去の学習歴及び業績に関する審査員のアセスメントに基づき、学位または学位取得のための単位が与えられるものである。

#### 4-2-2) 進級・出口管理

#### 進級管理

学習の目的と成果に一貫性を持たせた教育環境を作り出すため、大学は様々な科目群(UE)に求められる要件に関連して、各教育課程内で進級にかかるルールを規定している。このような仕組みにより、課程の段階(学年)ごとの「入り口」の基準を定め、学生の方向づけが可能となっている。

入学前(第1セメスター開始前)からオリエンテーションを提供する教育課程がある。これは学生が自ら選択した学問領域について理解を深めるための機会であると同時に、その選択が正しいか否かを判断させ、早い段階で新しい方向性を見い出す機会を与えることとなる。第2セメスターでは、学生は次の選択を行うことができる。

- 同じ学士課程を継続する
- 別の学士課程に変更する
- 別の教育課程(上級技術者課程(STS)、技術短期大学部(IUT)等)への移行を求める

#### 出口管理

フランスでは、教育機関と専門職及び教育機関と産業界との関係を構築することにより、学生の就職を促進している。 1973 年からの大学教育改革の第一段階において、大学における情報ガイダンス部局が正式に発足し、学生に対する就職支援が実施されるようになった。大学の自由と責任に関する法律 (LRU) も、学生の就職支援を目的として、学士レベルの学生に職業ガイダンスを提供することを、高等教育機関に対して課している。教育機関は、卒業率だけではなく、卒業生の就職に関する統計についても公表することが法的に義務付けられている。またこの法律は、学生のスキルに合った就職先リストや求人募集の情報を提供する就職支援室を各教育機関に設置することについて規定している。さらに、1999 年には職業学士の制度が導入され、大学生の就職促進を図るため、企業が求める人材の育成を目指したインターンシップ等を実施している。

### 4-3) 学位・資格

#### 4-3-1) 3 段階の学位制度の導入

フランスも他の欧州諸国同様、1999 年にボローニャ宣言に署名した。ボローニャ・プロセスは、高等教育圏内の国々における教育制度の統一、透明化、質保証を目標とし、学生及び教員のモビリティ(流動性)を促進するものである。欧州レベルでの高等教育制度の標準化を図るために考案された方法のひとつが学士号、修士号、博士号の3段階からなる学位制度である。フランスにおいてもこの3段階の学位制度(LMD制度)が2002年より順次導入され、フランス高等教育における画期的な制度改革となった。大学やグランゼコールなどでの長期教育課程において次の3種類の学位(国家免状)が付与される。

学士(リサンス, Licence) 5:3年(6セメスター)

- 一般教育からなる学士号
- 専門・職業からなる職業学士号

修士 (Master): 2年 (学士取得後の4セメスター)

- 博士号へつながる研究志向の修士号(研究修士)
- 特定の専門職への準備を行い、修了後労働市場に即戦力として参加することが可能となる職業専門志向の修士 号(職業修士)

 $<sup>^5</sup>$  LMD 導入前のリサンスは大学 3 年次の 1 年間の課程修了証書であったが、LMD 導入後は入学後 3 年間の修了証書として変更された。

博士 (Doctorat): 3 年 (修士取得後、博士学院 ( $\acute{e}cole\ doctorale$ )  $^6$  における  $^6$  セメスター) 研究活動のために設けられたもので、博士証書は博士論文審査会を経て取得が可能。

## 4-3-2) 学位と免状 (diplôme)

多種多様な高等教育機関で提供される、所定の教育課程の修了を証明するものとして、様々な免状(diplôme)が存在する。これらの免状は、法令や国の管理下に置かれる「国家免状(diplôme national)」と大学の裁量で授与される「大学免状(DU)」とに分けられる。大学の学位(grade)及び称号(titre)は国がその授与権を独占し、機関ごとのアクレディテーション(accréditation)を行う。国家免状を発行する権利を得た高等教育機関が発行する免状のうち、学位や称号と関連付けられている免状を付与された学生には、自動的に学位や称号が授与されることとなる(学位証書)。したがって、大学及びその他の高等教育機関が授与することが認められているのは免状であって、学術上の「学位」や「称号」の授与ではない。

なお、国家免状を授与する権利を有する高等教育機関は、教育上及び学術上の自律性を有する(大学の学術上の学位及び称号ならびに国家免状に関する政令第2002-481号第4条)。また、免状の授与権を有するフランスの高等教育機関は、必ずしも大学に限定されず、グランゼコールや公施設法人(EP)なども含まれる。

#### 出典:

在日フランス大使館: http://www.ambafrance-jp.org/

高等教育・研究・イノベーション省 (MESRI): http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/

キャンピュスフランス: http://www.campusfrance.org/fr/

大場淳・夏目達也:フランスの大学・学位制度 (2010) 大場淳:フランスにおける博士教育制度の改革 (2009)

\_

<sup>6 1989</sup> 年、フランス政府は、博士号取得者数増大のため、博士教育の全面的な改革を開始した。その実施のための枠組みとして設置されたのが博士学院であり、1990 年代を通じて発展した。その後、2002 年の省令により、博士教育を提供する博士課程は、LMD 導入に伴ってボローニャ・プロセスに沿った課程の一つとなるとともに、博士教育は専ら博士学院で行うこととされた。

## 高等教育機関と免状(学位)

	レベル	LMD 制度				
9	18 セメスター (Bac +9年)	大学 ・国家認定医学号博士 博士学院				
8       7	博士 16 セメスター (Bac +8 年) 480 ECTS(欧州単位)	· 博士号		グランゼコール 経営学校 技術学校		美術大学 建築大学 その他教育機関
6	12 セメスター (Bac +6 年)	<ul><li>・歯科国家博士資格</li><li>・薬学国家博士資格</li></ul>		・専門修士(MS) ・経営学修士(MBA)		・HMONP (独立建築士資格)
5	修士 10 セメスター (Bac +5 年) 300 ECTS (欧州単位)	• 研究修士 • 職業修士 • 技術者資格		<ul><li>・技術者資格</li><li>・科学修士(MSc)</li><li>・経営学校の授与する学位</li><li>・グランゼコールの授与する学位</li><li>学位</li></ul>		・美術大学の免状 (DNSEP) ・国家認定建築士 ・専門学校の付与する学位 (医療隣接分野、社会福祉、 観光など)
3	学士 6 セメスター (Bac +3 年) 180 ECTS (欧州単位)	<ul><li>・学士</li><li>・職業学士</li></ul>				・美術大学の免状 (DNAT - DNAP) ・建築の学位
2	4 セメスター (Bac +2 年) 120 ECTS(欧州単位)	• 大学短期技術教育免状 (DUT)		・グランゼコールー年次に入 学 ・グランゼコール予備学級 (CPGE)		・美術大学の免状(DMA) ・上級技術者免状 (BTS、BTSA) (高校に設置された上級技術者 課程で取得)

※中等教育修了+バカロレア、またはこれと同等の能力(母国において高等教育への入学が認められる資格) = フランス高等教育へのアクセスが認められる。

※フランスの大学及びその他の高等教育機関において授与する学位はフランス政府によるアクレディテーションを受ける。

出典:キャンピュスフランス:フランス留学ガイド *Choisir la France 2016-2017* 

#### 4-3-3) 短期課程学位

#### 大学短期技術教育免状(DUT: Diplôme universitaire de technologie)—大学学位

大学短期技術教育免状 (DUT) はフランスの 111 の技術短期大学部 (IUT) が授与する 2 年間の就学に対する免状である。 IUT 課程は 2 年間で中級レベルの技術者を訓練するという目的の下で、卒業生が職業学士 (*licence professionnelle*) のようなより上級レベルの学位を求めて進学することを可能にしており、実際に IUT の卒業生の 80% が進学している。 教育課程には、法学実務 DUT、企業経営 DUT、及び情報コミュニケーション DUT などの課程がある。

#### 大学科学技術教育免状(DEUST: Diplôme d'études universitaires scientifiques et techniques)一大学学位

大学科学技術教育免状(DEUST)は 2 年間の大学課程で取得できる職業志向の免状である。80 数種の DEUST 専門分野はそれぞれ非常に具体的で、地域の労働市場ニーズに対応する形でカリキュラム化されている。DEUST 課程のカリキュラムはしばしば企業及び地方政府の協議を経て編成され、実務の専門家も授業を行う。この課程では、卒業生が別の学位及び職業学士(licence professionnelle)取得へ向けて進学することが一般的となっている。

#### 上級技術者免状(BTS: Brevet de Technicien Supérieur)—非大学学位

職業中等教育の上級技術者課程(STS)で実施されるこの教育課程には、2年間の就学が必要である(120ECTS)。 これは、145 ある規定分野の中間管理層の訓練を目的としている。BTS はリセに位置づけられているが、高等教育や技 術短期大学部(IUT)での教育水準と同等なものとしても考えられている。卒業後、30%以上の学生が、大学、技術学校または経営学校に進学している。

#### 職業学士(Licence professionnelle)—大学学位

この学位は2年間の中等教育後の就学を修了した学生がさらに1年間就学すると取得できる。多様な職業学士課程の内容は、大学、雇用主及び専門職協会の協力の上に決定され、教授陣には多くの現役の実務家が含まれる。職業学士は卒業後すぐに就職を目指す者にとって最も望ましいフランスの学位の1つである。

#### 4-3-4) 中間学位

中間学位(Bac+2 年や Bac+4 年)は、欧州における有効な学位とは認められていないが、歴史的な理由により、Bac+2 年や Bac+4 年(修士 1 年)はフランスにおいて重要である。なぜなら、LMD 改革以前は、この学位は就職先を見つける際、参考となる学位の 1 つであったからである。さらに、歴史的にフランスとつながりのある国々は、自国の大学にこのレベルの学位や教材が存在しないことから、時としてこのレベルの学生をフランスに留学させてきた。ECTSの欧州単位数により、学生は別の大学で就学を継続することができるが、その場合 2 セメスター間において可能である。

#### 4-3-5) 長期課程学位

「LMD 改革」は、ボローニャ・プロセスに沿った 3 つの就学レベル(学士 / 修士 / 博士)を実施することによってフランスの制度を欧州に合わせる高等教育の新たな学位制度で、以下のように区分される。

- 学士、職業学士、専門技術国家免状 (DNTS): バカロレア後の3年間の就学後に取得できる学位、180ECTS に相当。
- 職業修士、研究修士:バカロレア後の5年間の就学後に取得できる学位、300ECTSに相当。
- 博士:修士課程修了後に取得できる学位、480ECTS に相当。

#### 学位授与権限

フランスにおいては、国家免状の交付は国の管轄となっている。そのため、高等教育機関は、国による機関別アクレディテーション(注:機関別評価は研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)が実施。本編「III-3. 研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)」(p.31)参照)を 5 年ごとに受けることにより、その法人格の種類を問わず、免状を交付する権利を持ち続けることができる。国による機関別アクレディテーションは、国と高等教育機関での契約締結又は更新の際に行われ、研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)が行う機関別評価の結果が参照されることとなる。

学術学位には、バカロレア、学士学位、修士学位及び博士学位が含まれる。バカロレアは、ボローニャ・プロセスで規定された学位には含まれないが、フランス国内法上では学位として認められている。学士及び修士学位は、中間学位とともに、大学や教育目的のため高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)より認証を受けたその他の学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人(EPSCP)により発行される。

#### 4-3-6) 国家資格枠組み

#### 職業資格

フランスの職業資格は、種類及びレベルともに多様で、大学等で授与される学位資格が、そのまま職業資格として認められる場合も少なくない。共通する特徴のひとつは、ほとんどが中央政府の統制下にある国家資格であるということである。高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)、農業・食料省、軍事省、文化省などの様々な省庁がそれぞれの公共サービスに対応する様々な職業資格を有する。各職業に求められる職業資格の種類は、一般的には労働者と雇用主との間の団体協約において規定される。職業資格は、通常は学校教育を通じて与えられ、証書によって認められる。

#### 全国職業資格委員会(CNCP)

2002 年のいわゆるフランス社会現代化法に基づき設置された全国職業資格委員会(CNCP)は、フランスの職業訓練担当大臣の所掌下に置かれている。この組織は、各省庁代表、地域圏代表、労使代表、経済分野の公施設法人代表及び学識経験者の 43 名の委員から構成される。

CNCP の任務は下記のとおりである。

- 職業資格証書にかかる一覧の作成(全国職業資格総覧: RNCP)
- 総覧に登録された資格証書及び欧州連合加盟国に認定された資格証書に関する、企業を含めた社会一般に対する情報提供
- 資格証書等の整合性、補完性及びその更新、ならびにそれら資格、職業における資格の状況の確認
- 証書や職業目的の資格文書、職業資格証書を授与する機関に対する提言
- 全国職業資格総覧に登録された資格証書間、または資格証書と主に欧州におけるその他の資格証書間の類似点 についての指摘
- 職業目的の資格証書のレベルを対象とした新しい分類体系の規定

委員長の権限下において、CNCPは、専門委員会、常設の事務局及び地方駐在者のネットワークに実際の業務を委ねている。同委員会は国際的なレベルにおける資格の透明性の確保に貢献している。

#### 全国職業資格総覧 (RNCP): http://www.cncp.gouv.fr

全国職業資格総覧とは、証書や資格証明書、その他職業目的の資格文書の最新情報について、企業や一般向けに公表される職業資格・学位免状のリストである。このリストは、職業訓練担当大臣の所掌にある全国職業資格委員会(CNCP)によって作成される。この総覧に掲載される資格証書は、フランス全土で認められ、就職、人材管理及び職業の流動性を促進する。

実務上、RNCPは証書の記載内容、つまり対象となる活動、活動分野、獲得された能力の要素、アクセス様式、レベル等について参照するために用いられる。登録内容の最新の定量分析(オンライン上で参照可能なデータ数、認可手続き中のデータ数、資格認定機関毎の一覧等)についても、利用者が自由に利用できるよう定期的に更新される。

#### 社会経験の認定

社会経験認定制度(VAE)とは、一定の条件を満たす者が、職業専門的な経験に基づいて証書を取得できる制度である。この制度によって、全国職業資格総覧(RNCP)に掲載された職業資格についての証書、称号または証明書の全部または一部が与えられる。VAE は、社会現代化法(2002年1月17日付法)に、「実生活に従事する者は全て、証書、職業志向の学術上の称号,または職業資格の取得に関して、経験、特に職業専門的な経験を通じて習得した能力の認定を受ける権利を有する」と規定され、職業資格証書を取得するための経験の認定は、年齢、就学レベル、地位に関係なく誰に対しても適用される。また、希望する資格証書の内容に関係する3年間の経験が必要となる。さらにVAEでは、取得を求める職業資格証書がRNCPに掲載されているものである場合は、職業訓練基金から資金提供を受けることができる。

#### 証書の認定

ごく少数の例外を除いて、フランスの証書(免状)とフランス国外の証書は同等ではないが、他国で授与された証書は認定を受けることができる。このような認定の目的が進学である場合は学術認定という。その目的が職業の従事にある場合は、職業認定として知られる。なお、証書の認定に関する一般的な情報は、国内情報センター(NIC)である国際教育学習センター(CIEP)で入手できる。

欧州資格枠組み (EQF): 欧州における証書及び資格を理解する手法である。欧州委員会は、生涯学習のための欧州資格枠組みの確立を目指した欧州議会及び欧州理事会による勧告を採択した。EQF は加盟国、企業及び市民が、様々な欧州の教育・訓練制度の下で発行された資格証書を比較するための共通の基準を定めている。

#### 出典:

高等教育・研究・イノベーション省 (MESRI): http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/

ヨーロッパ・外務省: http://www.diplomatie.gouv.fr/

欧州委員会 (EC): Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010

Nouvelle Université: http://www.nouvelleuniversite.gouv.fr/

キャンピュスフランス: http://www.campusfrance.org/

Centre Inffo: http://www.centre-inffo.fr/

大場淳・夏目達也:フランスの大学・学位制度(2010) 野田文香:フランス高等教育におけるプログラム評価(2015)

全国職業資格委員会 (CNCP): http://www.cncp.gouv.fr/

## 5. 授業料及び学生に対する財政支援

#### 5-1) 授業料

フランス国内の公立高等教育機関には授業料がなく、政府はその学費の大部分(学生 1 人当たり 10,000 ~ 14,000 ユーロ)を負担する。学生は授業料を支払うのではなく、法律によって定められた年間登録料を支払わなければならない。 2016-2017 年における年間登録料は以下のとおりである。

学士課程:184ユーロ

• 修士課程:256 ユーロ

• 博士課程:391ユーロ

• 技術者証書に至る課程:610 ユーロ

私立教育機関(特に経営学校)の学費は、公的機関のものよりも高いことが多く、一般的には年間 3,000 ユーロから 10,000 ユーロである。

#### 5-2) 学生に対する財政支援

フランス国内で学ぶ学生は、フランス政府等から奨学金や住宅補助金などの財政支援を受けることができる。「社会基準 奨学金」の受給要件は、学生の税制上の世帯の所得、世帯に含まれる被扶養児童の数、家族の居住地と学生の就学地の 距離の3つの要素により構成されている。これら基準要素に当てはまらない、財政上の問題を抱える学生向け支援対策 として、国の緊急支援基金も支給されている(例えば、両親が突然失業した学生、就学を再開した社会人、独立生計を 立てねばならない学生など)。この財政支援は、学生支援機関であるクヌース(p.24)の長が議長となる委員会によっ て各教育機関への配分が決定される。また今日では、学資ローンへのアクセスもより容易になり、学生は全て、奨学金 を得ているか否かにかかわらず、保護者の保証なしで、(学生の財政状況に合わせる形で全額または一部の)支払い期日 延長の便益を受けることができる。 住居について、高等教育政策では、クヌースから提供される住居数の拡大、住宅問題の解決方法の多様化、利用可能な財産の可能な時点での活用、及び全学生のための住居アクセスの改善を目指している。2013 年から 2015 年の間には、学生向け社会住宅 20,722 戸が建設された。2017 年末までに、新たに 40,000 戸の建設が予定されている。

助成を受けているか否かにかかわらず、外国人留学生も地方大学センター及び学校関連の援助(CROUS)によって運営される大学の食堂や公共サービスをフランス人学生と同じく利用できる。

### 5-2-1) 奨学金プログラム検索サイト:キャンピュスボース (CampusBourses)

キャンピュスボースとは奨学金検索エンジンであり、フランス国内における学資調達のために不可欠なツールである。 同サイトでは、利用者がそれぞれのニーズに合わせて検索できることから、学資支援に関する情報を即座に入手することができる。学士からポスドクのレベルまで、キャンピュスボースは、中央及び地方政府、企業、基金や高等教育機関から支給される奨学金及び奨学金制度に関するデータを掲載している。以下は、フランス国内と欧州連合の支援組織及び支援の概要である。

- 欧州連合:エラスムス・プログラム及びエラスムス・プラス(非欧州市民を対象)奨学金
- ヨーロッパ・外務省:パリ事務所(25%、エッフェル卓越性奨学金及び主要プログラムを含む)及び海外のフランス大使館(75%)を通じた海外留学生に対する奨学金
- 高等教育・研究・イノベーション省 (MESRI): フランス市民及び特定の外国人留学生を対象とした、ニーズに基づく積極的是正措置奨学金 (特に少なくとも 2 年間フランスに居住し、税制上の住所がフランス国内にある者が対象)及び博士課程奨学金 (フランス全土の博士課程が対象)
- 国立研究機関:経済社会開発(IRD)や環境・エネルギー管理(ADEME)、海洋開発(IFREMER)など専門分野に特化した奨学金、及び全ての学問分野を対象とする国立科学研究センター(CNRS)の奨学金
- 地方審議会:担当地域にある教育機関の学生及び研究者に対する財政支援(通常、博士またはポスドクを対象とした、国立研究機関または民間企業との連携により資金が提供される)
- 高等教育機関:学生(特に博士学生及びポスドクプログラムの研究員)への直接奨学金

#### 出典:

キャンピュスフランス: http://www.campusfrance.org/

クヌース:http://www.etudiant.gouv.fr/pid33797/cnous-crous.html

在日フランス大使館: http://www.ambafrance-jp.org/

欧州委員会 (EC): http://ec.europa.eu/ フランス政府: http://www.gouvernement.fr/

高等教育・研究・イノベーション省 (MESRI): http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/

## 6. フランス高等教育の国際化

1998 年以降、後にキャンピュスフランス(国際的な人の流動性促進を目指すフランスの運営組織)と改称されたエデュフランスは、次第に競争が熾烈になってきている国際的な高等教育分野におけるフランスの取組みの中心的な存在であった。国際的な学術研究の流動性を高めるため、キャンピュスフランスはヨーロッパ・外務省、高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)の2省の支援を得て活動している。加えて、キャンピュスフランスは、DAAD(ドイツ学術交流会)、Nuffic(オランダ高等教育国際協力機構)、ブリティッシュカウンシル、Eurodoc(博士課程学生及び若手研究者の欧州協会)及び国際教育協会(米国)から構成される国際的なコンソーシアムにおいても主導的立場にある。また、IMPI(国際化の位置づけ及びプロファイル指標)及びEurodata II(高等教育における流動性促進)など、欧州委員会による資金提供を受けたプロジェクトにも参加している。

29万5千人の外国人留学生(学生数全体の約12%)を受け入れているフランスは、米国及びイギリスに次いで国際的に留学生を受け入れている第3番目の国であり、フランス国内の外国人留学生の数も過去10年間で21%も拡大した。英語で行われる教育課程数も飛躍的に拡大しており、キャンピュスフランスによれば、その数は600近く存在する。英語による教育課程数を拡大させるというこの新しい動きは、欧州(EU)エラスムス・プロジェクトへの参加によるものである。留学生の出身別でみると、2013年はアフリカ(43%)が最も多くなっている。

#### 出典:

Delegation internministerielle a l'amenagement du territoire et a l'attractivite regionale (Datar), Centre d'analyse atrategique (CAS), Agence française pour les investissements internationaux (AFII), Ministére de l'economie, de l'industrie et de l'emploi : *Tableau de bord de l'attractivité de la France Édition 2010*,

キャンピュスフランス: http://www.campusfrance.org/

クヌース:http://www.etudiant.gouv.fr/pid33797/cnous-crous.html

欧州委員会(EC): http://ec.europa.eu/

高等教育・研究・イノベーション省(MESRI):Higher education & Researce in France, facts and figures,

November 2015

## 7. 高等教育所管官庁及び高等教育関係団体

#### 政府省庁

高等教育・研究・イノベーション省(MESRI): http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/フランス政府が教育に関する全体的な公共政策を扱う。

#### 研究助成機関

国立研究機構(ANR): http://www.agence-nationale-recherche.fr/

#### 公的研究機関

科学技術的性格を有する公施設法人(EPST)

国立科学研究センター (CNRS): http://www.cnrs.fr/

国立保健医学研究機構(INSERM):http://www.inserm.fr/

国立農学研究所 (INRA): http://www.international.inra.fr/

国立情報学自動制御研究所(INRIA):http://www.inria.fr/

#### 商工的性格を有する公施設法人(EPIC)

原子力・代替エネルギー庁(CEA): http://www.cea.fr/

国立宇宙研究センター (CNES): http://www.cnes.fr/

#### 財団による研究所

パスツール研究所 (Institut Pasteur): http://www.pasteur.fr/

キュリー研究所 (Institut Curie): http://www.curie.fr/

#### 国内及び海外の学生のための大学情報センター及び全国学生連合

キャンピュスフランス (CampusFrance): http://www.campusfrance.org/fr/

キャンピュスフランスは国際的な人の流動性促進を目指すフランスの運営組織であり、現在、155 の事務所及び 78 の支部を世界中 119 カ国に展開している。キャンピュスフランスは、特に教育フェアを通じ、高等教育への外国人留学生の受入れを促進している。また、フランス国内で就学を終えた外国人留学生に対する助言やフランスに留学する前の行政手続きに関する専用窓口となっている。31 の国では、機関への入学申請手続きを行う間に、ビザの申請ができるオンラインシステムを有している。

#### クヌース (CNOUS): http://www.etudiant.gouv.fr/pid33797/cnous-crous.html

高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)の監督の下、クヌースは、財政支援や住居、アルバイトなど学生の日常生活に対する支援を行うクルース・ネットワーク(CROUS Network)を管理し、全ての学生に高等教育への公平なアクセスと機会の平等を提供している。2016年現在、海外県を含めフランス全土28地域にクルースネットワーク(CROUS Network)があり、2万人以上の学生に支援を行っている。各28地域にクルースセンター(CROUS Center)があり、地域ごとの利用者のニーズに応え、大学支援ネットワークの中核をなす役割を担っている。

#### 国際教育学習センター(CIEP): http://www.ciep.fr/

CIEP はフランスにおける ENIC-NARIC(欧州情報センターネットワーク/全国学術認定情報センター)の国内情報センター(NIC)に指定されており、国際移動を促進することを目的として、フランス国外の学術及び職業資格の認定で、国内外におけるそれら資格の認定に関する情報の収集・提供を行っている。

#### 学生自治会: http://www.unef.fr/

1907年に設置されたフランス全国学生連合(UNEF)は、フランスにおける全国学生連合である。同組織は中央及び地方政府、政党、高等教育関係省庁、大学運営者に対し学生の利益を代表する。同組織は国際的な舞台、特に欧州学生連合(ESU)内においても活発に活動している。

#### 代表者組織

フランス大学学長会議 (CPU): http://www.cpu.fr/

大学学長会議は同会議に参加する教育機関、すなわち大学、技術大学、国立理工科大学、高等師範学校、国立応用科学学院、 グランゼコール及び高等教育・研究センター等の代表者で構成されている。フランス高等教育・研究に関する議論を積

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> CIEP は、申請を受けて、フランスの教育システムと外国で取得された学位を照合し、申請者に対して証明書を発行する。外国の学位とフランスの学位との同等性の判断は受入れ機関に委ねられているが、その判断にあたって、受入れ機関はこの証明書を参照することが多い。

極的に喚起しながら、問題を抱える大学当局にとって、不可欠な協議組織となっている。

フランス大学評議会 (CNU): http://www.cpunu.fr/

大学評議会は、フランスの大学における教員・研究者の資格、募集、キャリアに関する基準を策定する国家機関である。 組織は各学問分野別の分科会に分かれており、分科会及び分科会のメンバーは高等教育・研究・イノベーション省(MESRI) によって決定される。各分科会のメンバーの3分の2は該当分野の専門家による推薦、残り3分の1は、高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)の任命により、高等教育関係者の中から決定される。

グランゼコール会議 (CGE): http://www.cge.asso.fr/

グランゼコール会議は、バカロレア後少なくとも 5 年間の就学を証明する国家証書を授与する技術学校や経営学校などのグランゼコールで構成される団体である(1901 年の法律)。

※質保証機関については、本編「III-2. フランス高等教育質保証制度の概要」(p.28)参照。

## 8. 高等教育関係法令

高等教育基本法(エドガー・フォール法)(p.5)

Loi d'orientation de l'enseignement superieur : 1968 年 11 月 12 日

エドガー・フォール法とも呼ばれる 1968 年の高等教育基本法は、フランスの大学組織に関する基本的な法的枠組みを 定めている。同法は、従来の単科大学に代わり、総合大学の学問上、行政上、財政上の自治を規定する。なお、同法は 現在も有効であり、1984 年 1 月 26 日付の高等教育法と相反する規定以外は今なお効力を有する。

#### 高等教育法 (サヴァリ法) (p.5)

Loi sur l'enseignement superieur: 1984年1月26日

サヴァリ法として知られる 1984 年の高等教育法は、高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)の監督下にある高等教育課程に適用される基本原則を規定するとともに、大学、カレッジ、大学以外の教育機関、高等師範学校、海外のフランス学校及びグランゼコールを含む高等教育機関の組織及び運営に適用される諸原則を規定する。同法は、1968年11月12日付の高等教育基本法によって正式に規定された大学制度を認め、一層の大学の行政上、財政上、教育研究上の自治を与えている。

#### 研究計画法(p.27)

Loi de programme pour la recherche : 2006年4月18日

2006 年の研究計画法の主要な目標は、研究制度の戦略的な展望及び一貫性を改善し、公的な研究関係者間、ならびに公的な研究者及び民間セクター間の相互関係及び協力関係を育成することにあった。加えて、研究法典第 L114-3-1 条から L.114-3-7 条に導入された同法(第 9 条)は、HCÉRES の前身である AERES(研究・高等教育評価機構)を設置するための法的枠組みを規定した。これらの条項の多くは AERES の使命(L114-3-1 条及び L114-3-5 条)とともに同組織の任務及び構成(L114-3-3 条)について規定した。

## 大学の自由と責任に関する法律(LRU)(p.6)

Loi relativé aux libertés et responsabilités des universités : 2007年8月10日

大学における自治及び経営の自律性を大幅に拡大した。

#### 高等教育·研究法 (p.6, 27)

La loi sur l'enseignement supérieur et la recherche: 2013年7月22日

同一区域内における高等教育・研究機関の統合や連携強化を促し、大きな構造的変化をもたらした。加えて、同法第 2013-660 号には、AERES の廃止・HCÉRES への移管が示されている。

#### 出典:

Legifrance: http://www.legifrance.gouv.fr/

欧州委員会(EC):Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010

研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

## III. 質保証制度

## 1. フランス高等教育質保証制度の変遷

## 1-1) 国家評価委員会 (CNE)

フランスにおいて、外部の機関による評価制度が構築されたのは 1980 年代半ばである。国家評価委員会(CNE)が 1984 年に設置され、評価における中心的な役割を果たした。CNE は大統領直属の独立した行政機関で、大学、学校及 びその他の公共高等教育分野の使命に関連する領域において、教育機関の評価を行っていた。その後、研究・高等教育 評価機構(AERES)に引き継がれ、現在は、研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)がその任務を行っている。

## 1-2) ボローニャ・プロセス

ボローニャ宣言(1999 年)の結果として、欧州各国においては、高等教育の抜本的な変革が進み、フランスもその例外ではない。全ての高等教育機関に共通する学位制度の確立を目指す新たな国家制度(LMD 制度)は 2002 年より導入された(p.16)。この制度は、段階的に実施されてきており、質保証プロセスに関する研究が進められている。

#### 1-3) 研究計画法 (2006年) - 現行の質保証制度の確立

ボローニャ・プロセスに基づいた質保証への取組みの要請に応え、研究計画法(2006年4月18日付法律第2006-450号)及び大学の自由と責任に関する法律(LRU)が制定され、大学の自治と責任の拡大に加え、質保証制度に大きな変革をもたらした。同時に、CNEに代わる新しい評価機関で、高等教育及び研究プログラムを評価する団体、研究・高等教育評価機構(AERES)が設置された。AERESの設置は2006年の研究計画法に規定され、その役割は、機関別評価(大学、高等教育機関及び研究機関)、研究ユニット評価ならびに学士、修士及び博士課程の評価を行うことである。

#### 1-4) 高等教育・研究法(2013 年) - 高等教育機関間における連携の加速化に対応した質保証

2013 年 7 月 22 日、大学の自由と責任に関する法律(LRU)を改正した高等教育・研究法が制定され、これにより AERES は HCÉRES に改組された。HCÉRES は独立行政機関という立場を維持し、AERES の権利及び義務を全て引き継ぐこととなった。また、本法律制定以来、国は学術共同体の概念を打ち出し、高等教育・研究機関等の連携・統合を推進している。学術共同体は、地域レベルでの戦略的調整を担う組織体である。教育課程に関して言えば、学術共同体は直接的に教育を提供しているのではなく、学術共同体を構成する教育施設が提供する各教育課程間における良好な連携状況を監視する役割を果たしている(多くの場合こうした連携は博士課程レベルで行われており、修士レベルでは稀である)。また、学術共同体は、これを構成する個々の教育機関等と同じ契約期間で政府と契約を締結している。こうした動きを受け、次第に HCÉRES の評価対象にもこの学術共同体が含まれるようになり、試行的評価の実施を経て、2016-2017 年には評価を本格的に実施することとなった。

27

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 学術共同体ごとの契約締結に関して、高等教育・研究法策定の協議の際、当初、高等教育関係者から強い反発があったため、各構成機関における予算配分等について特約規定を設けることとなった。

## 2. フランス高等教育質保証制度の概要

#### 2-1) 高等教育機関及び大学の認可制度

#### 2-1-1) 高等教育公施設法人の設置

高等教育における公施設法人は、国により設置される高等教育及び訓練の実施を目的とした法人である。公施設法人には、 運営及び資金管理について正式に自治が認められている。

## 学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人 (EPSCP)

大学、国立理工科大学及び技術短期大学部 (IUT) など、「学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人 (EPSCP)」は、法令によって設置されるほか、COMUE (p.6) の法的地位は全て EPSCP である。1984 年のサヴァリ法がこうした教育機関の定義及び組織について規定している。これらの教育機関の構成は、研究及び教育の両者を行う部門 (UFR、学校または教育研究機関)の連合体ならびに執行部と規定されている。EPSCP は、高等教育・研究審議会 (CNESER) への諮問を経て政府によって設置される。各教育機関の内部組織の変更を行うためには、高等教育・研究・イノベーション大臣による承認が必要である。

#### 行政的性格を有する公施設法人(EPA)

様々な省庁が所管する高等教育機関など「行政的性格を有する公施設法人(EPA)」も、EPSCP 同様、法令によって設置される。EPA は、法令上は教育機関として特別な地位にあるわけではなく、他の公施設法人と同等の地位を有している。高等教育機関のみならず、全行政セクターに渡って様々な組織がある。これらの法人の長はそれぞれを所掌する官庁(Ministère de tutelle)の大臣によって任命されることとなっており、高等教育機関としての EPA の長は高等教育・研究・イノベーション大臣によって任命される。EPA の分野は非常に多岐に渡り、軍事省所管の理工科学校(École polytechnique)など、グランゼコールに分類されるものもある。以下がこのカテゴリーに含まれる。

- グランゼコール予備学級(CPGE)または上級技術者課程(STS)をもつ地方教育公施設法人(EPLE)
- 高等教育・研究・イノベーション省 (MESRI) が所管する科学系グランゼコール
- 軍事省が所管する軍事教育上級機関、陸軍、海軍及び空軍の各教育機関
- 首相府が所管する国立行政学院(ENA)
- 農業・食料省が所管する上級農業教育機関
- 農業・食料省が監督する国立獣医学校
- 文化省が所管する芸術上級機関
- 国立上級技術者機関及び国立技術学校
- 経営実務を含む教育を提供するパリ企業経営学院(IAE-Paris)
- 国民教育大臣ならびに高等教育・研究・イノベーション大臣が所管する科学技術高等学院 (IHEST)

その他の EPA も政令、または EPA の要請により、高等教育・研究審議会(CNESER)を経て、EPSCP となることが可能である。

#### 行政組織の部局

高等教育機関の一部は、正式な自治や法人の性格を持たない省庁の一部局に過ぎないものもある。

#### 2-1-2) 私立高等教育機関の設置

教育法典第731条の1によると、25歳以上のフランス国民または欧州共同体もしくは欧州経済地域の者であれば、一定の条件(県への届出など)のもと、自由に教育課程を提供し、高等教育機関を設置できると規定されている。私立高等教育機関は、国からの財政支援や国家免状を授与する権利を得るためには国による認証が必要となる。(p.8)

#### 2-2) 内部質保証

高等教育機関は、国との間で契約を締結し、国から予算配分を受けることになっている。この仕組みのもとでは各機関自らが行う自己評価が重視されてきた。予算組織法(LOLF)成立後、業績ベースでの予算措置が図られるようになったため、高等教育機関には、まず内部統制が機能するように求められるものの、配分される資金を適切な箇所に分配することが可能となった。1996年以降、高等教育機関は、学生調査を含む教育課程の自己評価の実施が求められている。このため高等教育機関には、自らの統計及び分析能力を高めるため、データ収集、学生や卒業生に関する調査及び学内指標の作成を行う「監査室(observatories)」と呼ばれる専門部局が設置されることとなり、中央省庁による認証プロセスは次第に、外部質保証機関による教育課程の評価と関係づけられるようになってきた。また、各機関に1つの自己評価委員会を置くことが高等教育・研究法により定められており、自己評価委員会には学生が参画している大学もある。なお、フランス国内における各大学の質保証担当者の交流を促進するため、「高等教育及び研究の質ネットワーク(REseau qualIté en Enseignement superieur et Recherche)」があり、フランス国内の全大学が会員となっている。また、会員の中から15名が運営委員会のメンバーとして選出されており、当該ネットワークを通じて、会員を対象とした評価業務等に関する研修やセミナー等を開催している。

#### 2-3) 外部質保証

フランスでは、高等教育・研究分野を対象とする国家戦略を実施するため、その戦略及び資源・財源に関する契約を国と高等教育機関が5年ごとに締結している。本制度は、2001年に制定された、国家予算の編成及び実施の基礎を規定する組織法である予算組織法(LOLF)とともに発足し、2006年の予算(同年1月1日に開始)から全面施行されることとなった。契約の際には、国を5つの地理的ゾーン(A, B, C, D, E)に分割し、機関別アクレディテーション(教育課程の設置認可、学位授与権認証・更新を含む)を行う。なお、HCÉRESが行う評価は「evaluation」と位置付けられ、政府と教育機関間の契約更新や予算配分の際に政府が参照するなど、実質的には影響力を持つものとなっている。

このように、国と各機関が行う契約とアクレディテーションが強く結びついた制度となった背景には、LOLF 制定の流れから、各機関は、明確なガイドラインを定めた上で総合的な予算の配分を行う権限が増した一方、業績評価改善を行い、説明責任を果たすことが求められるようになったことがある。すなわち、評価のあり方が、「手段の文化」から「結果及び業績の文化」へ移行したことを示している。この新しい制度の下で、教育機関執行部の権利は拡大され、教育機関が財政、人事及び組織改革について権限を持つようになった。しかし、大学の自治権の拡大により、政府による管理体制が縮小したことから、独立した大学評価が必要となった。機関別評価は大学の学問の自由の原則に反すると考えられてきたが、一方で各機関は学生に対する保護義務を負っており、これらのバランスを取るための外部質保証の仕組みが必要とされたのである。

また、欧州全体あるいはフランスにおける、大学の自由と責任に関する法律(LRU)に基づく大学の役割及び組織の在り方に関する昨今の議論は、高等教育機関の責任を拡大させる必要があることを強調している。このような背景のもと、外部質保証機関が行う機関別評価は、各機関が行う自己評価を踏まえ、国の示す方向性に応じた目標の設定及び達成、課題の検出、ならびに改善へ向けた行動の遂行能力を示すものでなければならない。なお、2010年時点では、評価の最終段階で実施される総合評価の対象は機関単位であったが、高等教育・研究機関間の統合が進み学術共同体が地域的に形成されるなどの変化に伴い、学術共同体等の段階的な体制整備状況をも考慮に入れる必要性が生じた。こうして HCÉRES が実施する外部質保証の対象範囲も、学術共同体を構成する様々な要素を広く含むよう修正されている。

#### 外部質保証機関

フランスには、以下の外部質保証機関がある。

- 研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES): http://www.hceres.com/(詳細については、本編「III-3. 研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)による評価活動」(p.31)参照)
  - 学術共同体評価、機関別評価、教育課程・博士学院評価、研究評価を実施。
- 技術者資格委員会 (CTI): http://www.cti-commission.fr/(詳細については、本編「付録:技術者資格委員会 (CTI)」(p.44)参照)
  - 工学分野の教育課程評価を実施。
- 教育・免状評価委員会(CEFDG): https://www.cefdg.fr/ ビジネス・経営分野の高等教育に対する質管理体制を整備。
- 技術短期大学部全国諮問委員会(CCN-IUT) 技術短期大学部(IUT)の外部質保証を実施。

以下は、フランスの高等教育機関の評価を行う代表的機関である研究・高等教育評価高等審議会(HCÉRES)による評価活動の取組みについて述べていく。

#### 出典:

研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

大場淳:フランスにおける大学・高等教育機関共同体(communauté d'universités et établissements: COMUE)の設置(2015) 大場淳・夏目達也:フランスの大学・学位制度(2010)

Thierry Chevaillier: The Changing Role of the State in French Higher Education: From Curriculum Control to Program Accreditation

Stefanie Schwarz and Don F. Westerheijden (Eds.) (2004): Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area, kluwer Academic Publishers

## 3. 研究・高等教育評価高等審議会 (HCÉRES) による評価活動

## 3-1) 基本情報

(2016年現在)

設立年	2014 年(前身である AERES の設立年は 2007 年)				
組織の特徴	研究・高等教育評価高等審議会 (HCÉRES: Haut conseil de l'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur [英名: High Council for the Evaluation of Research and Higher Education]) は、2013年の高等教育・研究法に基づき設置され、その組織と運営は、2014年11月14日付政令第2014-1365号によって規定される独立行政機関(AAI)。その特徴は評価に対する総合的なアプローチにあり、全ての高等教育・研究機関、研究所及び上級課程を評価対象とする。				
所在地	2 rue Albert Einstein, Paris, 75013, FRANCE				
代表者	Michel COSNARD (President)				
職員数	職員:217名(管理部門担当職員 102名、115名の学術代表職を含む)				
	・ 評議会 - 30名のフランス人及び外国人で構成				
	<ul> <li>評価者(専門委員)-年間4,500名(非常勤)</li> </ul>				
組織体制	このうち、20% は外国人				
ሳ <del>ተ</del> ተለፈለ <u>የ</u> ተ. ነ ነን ገ	• 学術代表職(scientific delegates) - 115 名(非常勤)				
	評価者の人選や評価者委員会の運営等を行う。学長経験者や学部長クラス等 の大学人としての豊かな経験と人脈を有するシニアの研究者で構成。				

組織構成 - 以下に掲げる 4 評価部門、欧州・国際関係業務部門(DEI)、OST(科学技術観測所)部門(2015 年 1 月に HCÉRES と統合)及び事務局

- 機関別評価部門 (第1部門) 高等教育機関、研究機関、研究協力機関、及びフランス国立研究機構を評価
- 研究評価部門(第2部門) 高等教育機関及び研究機関の研究を評価
- 教育課程・博士学院評価部門(第3部門) 国立・私立高等教育機関の全ての学士、修士及び博士課程を含む教育課程・博士学院(学士、修士 及び博士学院)を評価
- 学術共同体評価部門(第4部門) 高等教育・研究機関の統合体である25の学術共同体を評価

出典:研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

#### 3-2) 使命

HCÉRES は使命を次のように設定している。

- 学術共同体、研究組織・機関、高等教育・研究機関、研究協力基金・機関及びフランス国立研究機構について、 その使命や活動内容を考慮した上で評価を行う。また、必要に応じて、他のフランスの質保証機関が行う機関 別評価や教育課程評価の質確保のための評価を行う。
- 上記の組織・機関に属する研究ユニットの行う研究活動について、HCÉRES が直接的に、または HCÉRES の承認した手続きに従い研究機関の支援を受けて、評価を行う。
- 高等教育機関の教育課程及び学位の評価を行う。

#### 3-3) 基本原則

HCÉRES は、3 つの基本原則(独立性、透明性及び公平性)に基づき、評価を実施している。HCÉRES はまた HCÉRES の評価憲章に定められた主要な価値を尊重して使命を達成することに努める。

#### 3-4) 任務

HCÉRES には3つの任務が与えられている。

- 高等教育・研究機関(大学、INSERM、CEA、CNRS 等)について、その使命及び活動内容を考慮した上で評価を行う。
- これらの研究機関の各ユニット及びグループの研究活動を評価する。
- 高等教育制度上の教育課程及び学位(学士、修士、博士課程)の評価を行う。

## 3-5) 評価の概要

HCÉRES は学術共同体、大学及び一部のグランゼコール、研究及び教育課程・博士学院を評価する。一方、認証や助成に関する決定は行わない。もう一つの特徴として、研究評価部門及び教育課程・博士学院評価部門は連携し、学術代表職が同じであることから、研究及び高等教育の両者について評価を行うことが挙げられる。さらに、プロセスについて印刷物などにより外部に公表されていること、報告書は、原則として、評価を行う全ての関係者が精査できるようウェブサイト上でのアクセスが可能となっており、全評価プロセスについて、透明性及び独立性が確保されている。また、HCÉRES は評価プロセスの継続的な改善を行っている。

HCÉRES は、以下の4つの評価を実施する。

- 1. 学術共同体評価
- 2. 機関別評価
- 3. 教育課程・博士学院(学士・修士・博士)評価
- 4. 研究評価(研究ユニット評価、研究領域評価)

なお、学術共同体評価において、全評価の総合評価を行う。

#### 3-5-1) 評価サイクル

毎年 HCÉRES は、フランス高等教育・研究機関の 5 分の 1 について評価を行う。HCÉRES の評価活動のサイクルは、高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)が教育機関との契約で規定された 5 つの区域( $A \sim E$  群)に区分けされ、実施される。

群 (vague)	対象となる地域名	
A	リヨン、グルノーブル、トゥールーズ、ボルドーの地方教育行政当局から構成	
В	ルーアン、カーン、レンヌ、ナント、ディジョン、ブザンソン、クレルモン=フェラン、 オルレアン=トゥール、リモージュ、ニューカレドニア、仏領ポリネシアの地方教育行 政当局から構成	
С	アミアン、ランス、ナンシー=メッツ、ストラスブール、ポワティエ、エクス=マルセイユ、 ニース、コルシカの地方教育行政当局から構成	
D	パリ地域圏、クレテイユ、ヴェルサイユの地方教育行政当局から構成	
E	パリ地域圏、リール、モンペリエ、マルティニック及びグアドループ、仏領ギアナ、 レユニオンの地方教育行政当局から構成	

出典:研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

#### 3-5-2) 総合評価

#### 学術共同体評価が有する総合評価としての性格

学術共同体が評価対象となる以前は、HCÉRES は総合評価を機関単位で実施し、その総合評価報告書の中で、第一に研究ユニット(第2部)、次に3段階の教育課程・学位(第3部)に係る評価結果を記述し、最後に機関(第1部)に関する総合評価を行っていた。新たに評価対象となった学術共同体評価を含めた総合評価の実施は、HCÉRES が掲げる2016-2020年の中期計画において主要な戦略として位置づけられており、学術共同体が有する構成の多様性に配慮した総合評価を今後実施していく予定である。なお、総合評価報告書は政府の参考資料となるほか、受審機関のその後の自己評価の基礎としても活用される。

HCÉRES は、以下の取組みを通じ、地域的連携や評価対象主体に対し一貫性ある総合評価を実施するという目標を掲げている。

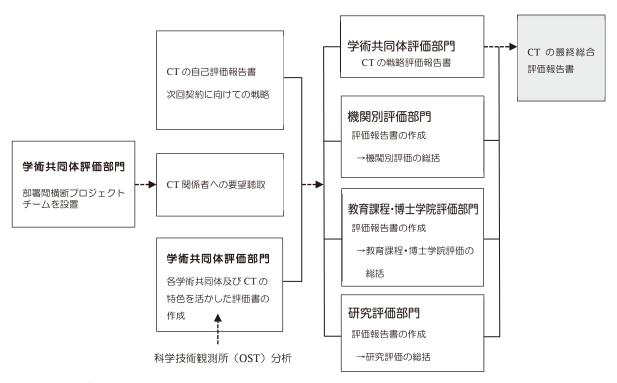
- 地域的連携を担う教育機関の戦略、学術共同体の各機関におけるその実施状況、及びこれらの戦略と各機関固有の成長方針との関連付けを分析すること。
- HCÉRES が主導する評価全体(学術共同体評価、機関別評価、教育課程・博士学院評価、研究評価)の網羅性及び一貫性を確認すること。
- これらの各種評価の分析対象範囲が重ならないよう配慮し、複数の機関に対する要請の無駄な重複を避けること。
- 地域的連携に関する総合評価最終報告書及び評価を実施した全主体に関する各種報告書の作成を通じ、学術共同体及び各主体の戦略的マネジメントに貢献すること。なおこれらの報告書には、継続的改善プロセスに資する勧告を付すものとする。

#### 総合評価プロセス

- 1. 部門間横断チーム (p.35) が、学術共同体の全評価対象主体(各教育機関、教育課程・博士学院、研究)が国との契約期間である 5 年間に実施した活動及び計画を分析する(うち学術共同体に関連する部分については、学術共同体の自己評価書に記載されている、地域的連携に関する目標及び戦略に照らしながら分析)。
- 2. 学術共同体評価部門が、学術共同体における地域的連携の評価を実施する。その際、学術共同体そのものの評価報告書と、学術共同体の戦略に対する評価報告書(戦略評価報告書)を作成する。戦略評価報告書の一部は、後に実施される機関別評価、教育課程・博士学院評価及び研究評価を実施する際の指針として使用される。

- 3. 各評価部門が、機関別評価、教育課程・博士学院評価及び研究評価を実施する。また、各評価部門における評価者委員会が作成した報告書をもとに、HCÉRES が1つの内部文書にまとめる。
- 4. 最後に、部門間横断チームが再召集され、2の段階で作成した戦略評価報告書と、3の段階で HCÉRES が作成した内部文書をまとめ、最後に、学術共同体評価の評価委員会の委員長が代表して学術共同体の地域的連携に関する総合評価報告書を作成する。その目的は、HCÉRES が作成した内部文書に示された勧告を補い、総合的な勧告が提示された最終報告書とするためである。この総合評価報告書は、学術共同体の運営指揮の質的向上につながるよう活用される。

#### 総合評価のプロセスチャート



CT=学術共同体が行う地域的連携

出典:研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

#### 3-5-3) 学術共同体評価

2013 年の高等教育・研究法制定以降、国は、主に近接した地域に設置された大学や研究機関等の学術機関同士の連携・統合により形成された「学術共同体」という概念を打ち出した。フランスでは、従来から、国が各機関と 5 年間の契約を締結し、HCÉRES の実施する評価を通じて、各機関がその契約において合意がなされた内容を実行しているか確認を行っている。このことに加えて、国は学術共同体との間においても契約締結を推し進めるようになった(契約期間は、当該学術共同体を構成する機関と同期間)。こうした動きを受け、HCÉRES の評価対象範囲にも学術共同体が試験的に取り入れられるようになり、2016-2017 年(C 群)の評価から学術共同体評価を本格的に実施することとなった。

学術共同体評価の対象範囲は、法的地位(COMUE 又は連盟)を問わず、学術共同体を構成する各機関の評価対象範囲よりも広く設定されている。その評価対象範囲の中には、地域的統合の政策に関わる全てのステークホルダーを含むことから、HCÉRES の評価の対象外となる機関も含まれることとなるが、それらの機関については、HCÉRES による個別の評価(機関別評価等)は受けない。

HCÉRES の組織において、学術共同体評価を実際に行うのは学術共同体評価部門(第4部門)であるが、全体の運営指揮は、以下のメンバーで構成される部門間横断チームを編成し行われる。

- HCÉRES の 5 つの部門 (機関別評価部門、研究評価部門、教育課程・博士学院評価部門、学術共同体評価部門、OST (科学技術観測所) 部門) に所属する複数の学術代表職
- 対象学術共同体に割り当てられるプロジェクト担当者1名

当該チームは、下図の準備段階の作業に参加するほか、学術共同体全体の総合評価(p.33)を行う際にも召集される。

#### 学術共同体評価の流れ HCÉRES の行う活動 1 教育機関の行う活動 部門間横断プロジェ クトチームの設置 評価者の行う活動 10 6 11 2 評価の開始、 CTの戦略軸の提出 評価者委員会 CT 評価報告書案の送付 関係者との面会、 訪問調査 評価プロセスの調整 7 CT 関係者への 12 · 学術共同体代表 3 要望聴取 CT の特色を活かし ・経営陣 CT評価報告書案の合議 た評価書の作成 ・構成員評議会 15 8 ·理事会/大学評 13 4 評価者委員会の認証 議会の構成員 CT 最終総合評 評価者委員会の設置 CT 最終評価報告書作成 ・地方自治体 価報告書作成 ・研究機関 5 9 CT の自己評価報告 評価者委員会 14 書の提出 による準備作業 CT 戦略評価報告書作成 等との面談 準備 訪問調査 結果通知 総括 フィードバック

#### CT=学術共同体が行う地域的連携

出典:研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

#### 学術共同体評価基準

学術共同体評価は、下記の評価基準に基づき実施される。学術共同体が行う地域的連携戦略の評価から始まる総合評価のためのこの評価基準は、地域的連携の目標の分析や、学術共同体が行う多様な任務における遂行能力等を特に重視しており、分析される学術共同体が有する多様な任務・能力に適応する汎用性の高いものとなっている。この評価基準は3つの分野からなり、各分野が更に複数の調査領域に分かれている。

• 分野 1:地域的連携の組織的位置づけ及び成長戦略

- 領域 1:組織的位置づけの分析

一 領域 2:成長戦略

• 分野 2:地域的連携のガバナンス及び運営指揮

- 領域 1:地域的連携の組織体制

- 領域 2:戦略的計画の策定及び指揮に資するガバナンス

- 領域 3:戦略的計画の実施に資する運営指揮体制

• 分野 3:地域的連携の任務及び能力

- 領域 1:地域的連携の活動の実行

- 領域 2:地域的連携が辿った道筋

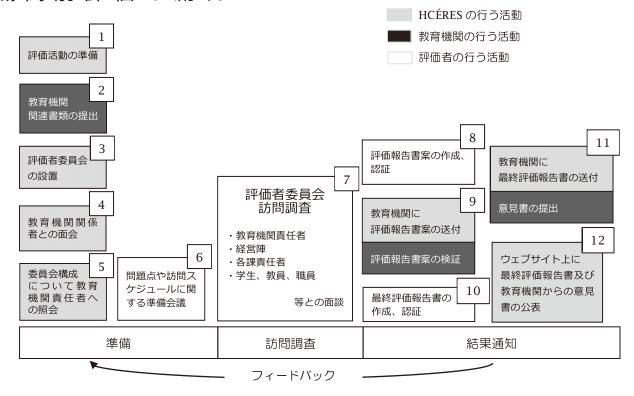
#### 3-5-4) 機関別評価

機関別評価は HCÉRES の機関別評価部門(第 1 部門)が行っており、大学等の高等教育機関、研究機関(国立科学研究センター(CNRS)または国立保健医学研究機構(INSERM)のような国立科学技術機関や国立産業商業機関)、研究協力基金及び機関ならびにフランス国立研究機構の評価を行う。2016 年現在、機関別評価の対象は、全体で約 310 の高等教育・研究機関であり、一年当たりの評価件数は約 60 機関(評価サイクルは 5 年間)となる。なお、2010 年時点での評価対象機関数は約 190 で、一年当たり約 50 機関(評価サイクルは当時 4 年間)となっていた。

HCÉRES の機関別評価は、機関ごとに行われる自己評価、及び少なくとも 1 回は実施される各機関への訪問調査の結果に基づいて行われる。この評価では教育機関の強みや弱みを特定し、助言を与えることを目的としている。評価を終えると、HCÉRES は教育機関へ送付する報告書案を作成し、受審機関に送付、報告書を受理した教育機関は HCÉRES に対し意見書を提出する。HCÉRES の最終報告書及び受審機関の意見書は、いずれも HCÉRES のウェブサイト上で公表される。

研究機関の評価については、研究機関の負う全ての使命、特に研究結果の活用及び移転が重要となる。実施した評価の概要を HCÉRES は毎年作成している。

## 機関別評価の流れ



出典:研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

#### 機関別評価基準

機関別評価の評価基準は以下に示す6つの主要な分野から構成される。HCÉRESは、この評価基準を用い、高等教育・研究機関の運営に対する期待や、各機関が作成した自己評価報告書に照らし期待されたことがどの程度実現されているか分析を行う。

- 1. 教育機関の組織的位置付け及び成長戦略
- 2. 教育機関のガバナンス及び運営指揮
- 3. 研究及び教育課程
- 4. 学生の単位・学位取得状況
- 5. 研究成果の活用・学術的知見
- 6. 欧州・国際関係

#### 3-5-5) 研究評価 (研究ユニット評価、研究領域評価)

学術研究の成果について、研究結果の効果を定量化することは困難である。しかしながら、研究活動が国または民間企業による資金によって行われる社会においては、その研究の有効性について評価が要請されることは必然であり、個人評価から大学や教育機関の評価まで、学術研究を行う全てのグループに対して実施される。

フランスでは、2007年までは国立科学研究センター(CNRS)のような科学技術関係の公施設法人(EPST)が、4年に1度、提携関係にある、または提携関係を望む機関について評価を行い、こうした研究機関と公施設法人との提携関係締結は、資金調達や新しい研究者の雇用機会に影響を与えた。2007年以降、初めてフランス全ての教育機関及び国立科学研究センター(CNRS)や国立衛生医学研究所(INSERM)などの研究機関について、AERES、後にHCÉRESが評価を行うようになった。

HCÉRES における研究評価は、研究評価部門(第2部門)が行う。年間平均575件の高等教育機関及び研究機関が評価の対象となっており、これらは、高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)及びその他のフランス省庁(農業・食料省等)の監督下にある高等教育機関及びCNRS、INSERM、原子力・代替エネルギー庁(CEA)のような研究機関のいずれも評価対象となる。

学術共同体が設立される以前は、各教育・研究機関が持つ研究能力を特徴づけ、地域、国家及び国際的な文脈の中において、それぞれの使命の一部として、また各機関の戦略目的に従って、各機関を正確に位置づけることを目的に研究ユニット評価のみが実施されていたが、2017-2018 年(D 群)の評価から、研究ユニット評価に加え、「研究領域(champs de recherche) 評価」が実施されることとなった。研究ユニット評価においては、評価活動の中心となる小さな構成単位(研究ユニット及びその内部研究チームの単位)の評価を、研究領域評価においては、学術共同体レベルでの研究を構造化するより大きな単位(研究領域の単位)の評価を実施することとなる。

#### 1. 研究領域評価

研究領域<sup>9</sup> は、評価活動実施前に HCÉRES との協議に基づき各教育機関及び学術共同体に属する各研究ユニットの管轄機関により定義される。2016 年現在では、学術共同体の構成には大きな差異があることから、研究領域評価は段階的かつ調整可能な形で実施される予定であり、評価プロセスは各学術共同体により異なる。

#### 評価基準

研究領域に関する評価基準は以下のとおり。

- ・学術的環境等における位置づけ及び戦略目標
- ・組織編成(全体としての一貫性、各構成要素間の相乗・相補作用)及び運営指揮体制
- ・教育課程と研究との関連性の質

#### 2. 研究ユニット評価

評価プロセスは、研究ユニットが自己評価の関係書類を HCÉRES に提出し、評価者委員会がそれらをもとに報告書の素案を作成することから始まる。その後、評価者委員会が同ユニットの訪問調査を実施し、報告書案を作成する。報告書案は HCÉRES によって検証された後、フィードバックを目的として研究ユニットへ送付される。最終報告書は、研究ユニットから提出された意見を付属資料とし、HCÉRES のウェブサイト上で公表される。

#### 評価基準

多様な研究ユニットの評価を行うため、以前は6つの評価基準が定められていたが、2017-2018年の評価から評価基準が3つに削減された。研究ユニット評価において、過去の活動とその成果、将来的に予定される活動とその実施に向けた戦略が優先的に評価される。

- 1. 研究活動及び研究成果物の質。これらは以下の3つのグループに分類される。
  - ― 知識の創出に関わる活動及び成果物
  - 一 研究成果の活用、移転及び周辺環境との相互作用から生まれた活動並びに成果物
  - 一 研究による教育と関連する活動及び成果物
- 2. 研究単位の編成及び研究生活
- 3. 学術プロジェクトの質及び実施可能性

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 研究領域とは、学術共同体に属する各研究ユニットをテーマや学科等の一貫性に沿って定義された集合体としてまとめた、あらゆる構造化の形態のことである。

#### 3-5-6) 教育課程・博士学院評価

2007年以降、AERES は学士から修士及び博士課程までの高等教育機関(技術者の称号を用いる権利を認める課程を除く)の全ての課程の評価を行ってきた。2013年のAERES 改組後、HCÉRES がその評価活動を引き継いでいる。

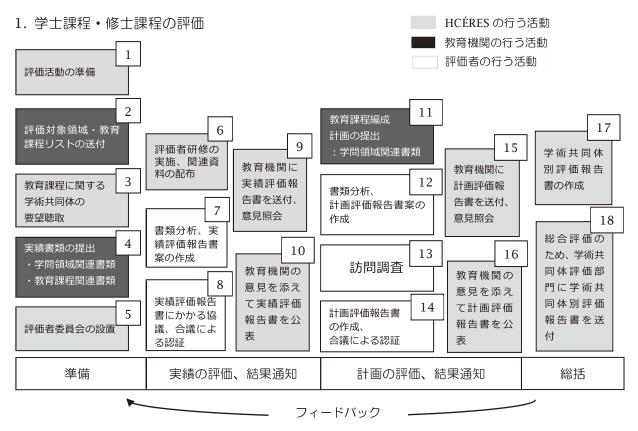
HCÉRES の教育課程・博士学院評価部門(第3部門)が担当するこの評価の対象には、高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)及びその他の省庁(文化省、農業・食料省、軍事省等)の監督下にある高等教育・研究機関の全ての学士、修士及び博士課程が含まれる。評価の目的は、学士、修士及び博士の三段階に応じて設定される。知識獲得、能力開発、博士課程の労働市場への融合及び継続的学習に対し投入された資源と教育研究成果の妥当性について評価される。

#### 学問領域 10 評価

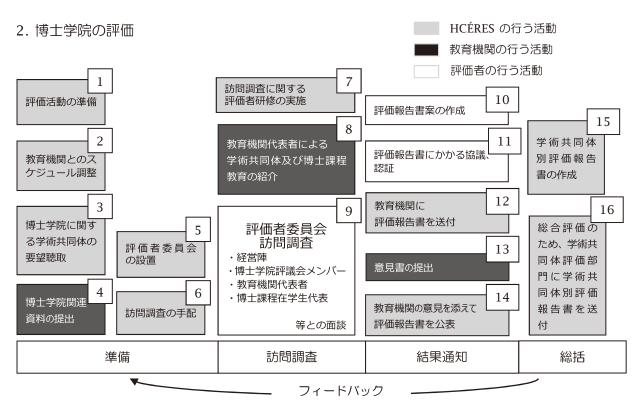
2013 年まで、HCÉRES(当時は AERES)は学士、修士及び博士課程における全ての専門分野について評価を行っていた。自己評価書には、学位の学問領域、その下部組織である専門分野や専攻ごとの記述を求め、細分化された各専門分野の長所、短所、改善すべき内容等が評価結果として示されていた。2014 年からは、評価の負担軽減を図るため、自己評価書に記述する際の組織単位が変更され、これまでの組織単位の上位レベルの学問領域(domaine/champs de formations)、つまり〔芸術・文学・言語学〕、〔人文社会科学〕、〔科学技術・保健〕、〔法律、経済、経営〕といった大枠の領域について、高等教育機関または学術共同体を構成する各教育課程における情報を整理することを求められている。

10 ここでいう学問領域とは、学術共同体を構成する各機関が戦略として掲げる一貫した教育課程の集合体を指し、定義や対象範囲は、各教育機関が設定する。なお、p.5 で言及のある、学問分野の領域そのものとは異なる。

## 教育課程・博士学院評価の流れ



出典:研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/



出典:研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

#### 教育課程・博士学院評価の評価基準

教育課程・博士学院評価の評価基準には、評価対象となる各教育課程が掲げるべき目標や実施すべき活動に加え、評価者が使用する観点が明確に示される。学士課程・修士課程評価及び博士学院評価のそれぞれの評価基準は、以下に示す主要な分野から構成される。

- ・学士課程・修士課程の評価
  - 1. 教育課程の目的
  - 2. 教育課程の組織的位置づけ
  - 3. 教員構成
  - 4. 教育課程の運営
- ・博士学院の評価
  - 1. 教育機関の機能及び学術支援
  - 2. 博士学生の指導及び教育
  - 3. 博士学生の進路のフォローアップ

#### 3-6) 評価結果の影響

HCÉRES はこれらの評価活動を任務とするが、評価結果に基づく予算配分の決定権限はない。評価結果は関係する省庁及び機関へ送付され、政府及び各大学は、契約方針に基づき評価結果について協議を行う。

#### 3-7) 評価の検証

HCÉRES は自らの行う評価の質が、HCÉRES 自身の信頼性を確保するとともに、高等教育機関、研究機関、公共機関、学生及び全ての関係者の信用を獲得するために重要であると考えている。HCÉRES は、2005 年、ボローニャ・プロセス加盟国の高等教育担当大臣がベルゲンで採択した「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)」を適用し、これに関連して、以下の方針のもと業務を実施・検証している。

- プロセス・アプローチに基づき、また様々な部門及び活動を通じて、HCÉRES の行動に関する最終目標に適応することにより質保証を実現する。
- 必要となる資源を確保する。
- 質にかかる目標を設定、検討するための持続性のある枠組みを策定し、様々な関係者の要求に応えるためその 適切性を評価し、必要な変更や改善を加える。
- HCÉRES の手法や手続きの有効性を継続的に改善する。

この質保証にかかる方針の宣言は、管理部門より HCÉRES 評議会へ提出され、一般にも公表されている。また、管理部門によって策定された同方針は全ての職員に周知されている。この継続的な改善プロセスを職員全員で支持することが、HCÉRES の質管理制度の根幹となっている。

#### 出典:

研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

Thierry Chevaillier: The Changing Role of the State in French Higher Education: From Curriculum Control to Program Accreditation

欧州委員会 (EC): Eurydice - Organisation of the education system in France, 2009/2010

キャンピュスフランス: http://www.campusfrance.org/

Legifrance: http://www.legifrance.fr/

REseau qualIté en Enseignement superieur et Recherche: http://www.relier-univ.fr/

野田文香:フランス高等教育におけるプログラム評価(2015)

#### 4. 高等教育の国際化と質保証

#### 4-1) 他国との間における共同認証や学位・資格の認定

#### 国際的な共同教育課程に対する共同認証

欧州連合がより緊密化するにつれ、高等教育機関同士の連携促進もより一層重要となってくる。また、高等教育機関の質保証及び評価による相互信頼の醸成は、欧州の結束が高まる状況において不可欠の要素となっている。この分野における国際的な質の認証は、国内及び欧州枠組みにおける質保証制度に準拠する質の確保及び学生や研究者の流動性を促進する。結果として、様々な国や地域の質保証機関が関わる共同認証プロジェクトの数が増え、フランスの各機関はこうした取組みをリードすることを固く決意している。

#### ENIC (欧州情報センターネットワーク) -NARIC (全国学術認定情報センター) による学位・資格認定

2004年以降、国際教育学習センター(CIEP)に設置されたフランスのENIC-NARIC(ENIC-NARIC フランス)は、フランス国内外で取得される証書の認定に関する情報、フランスの証書について、他国で認定を受けるための手続きに関する情報、外国の教育制度に関する情報、他国で規制対象の職業に従事するために必要となる手続きに関する情報を収集・提供している。また、外国証書のフランス国内における就学レベルを認定する証明書の作成も行っている。ENIC-NARIC フランスは、高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)、大学学長会議(CPU)、技術者資格委員会(CTI)、グランゼコール会議(CGE)及びその他関係機関とも連携しており、情報交換を目的として、HCÉRES とも連携している。また、国際的な連携も ENIC-NARIC の重要な分野の 1 つで、その例としては、職業専門的な経験から得られた資格の認定にかかる Nuffic (オランダ高等教育国際協力機構) とのプロジェクト及び MERIC (地中海認証情報センター) ネットワーク設立にかかる UNESCO との事業が挙げられる。

#### 4-2) HCÉRES が行う国際的な活動

かつて AERES は高等教育・研究活動の国際的な展開の高まる時期に設置され、その任務を引き継いだ HCÉRES においても、特に世界の他の評価関係者との協力を通じて、中心的な役割を果たすことを意図している。HCÉRES は、とりわけ競争が激化する欧州市場において、将来の外国人留学生、及びフランス人卒業生の将来の雇用主にとって、フランスの教育制度を魅力的にし、フランスの教育制度の信頼性を高めることが不可欠であると考えている。 このような理由から、HCÉRES は、ボローニャ・プロセスに参画する 47 の欧州各国が設置した EQAR(欧州高等教育質保証機関登録)、ENQA(欧州高等教育質保証ネットワーク)のような汎欧州質保証イニシアティブに参加している。

2010年5月、AERES は ENQA による欧州高等教育圏の基準への準拠に関する評価を受けて良好な結果を収め、翌年5月に、AERES は EQAR により欧州登録簿に登録され、2005年にベルゲンで47名の大臣によって採択された質保証にかかる共通原則(欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG))を実質的に遵守する機関として認められた。また、2015-2016年には HCÉRES についても AERES の後継として EQAR に登録された。さらに、2017年、HCÉRES は ENQA の正会員資格が更新され、EQAR の登録資格も2017年から5年間保持されることとなった。

#### 他の機関との連携

HCÉRES は欧州及び国際的な要請にも応えることを目指している。例えば、フランス国際教育学習センター(CIEP)との間で協定を締結し、評価機関としての専門性を共有している。また、他のフランスや欧州の集合体との協定を締結しており、スペイン、イタリア、ベトナム、中国、セネガル、マリ、アンゴラ、アルゼンチン及び日本など、他の質保証機関との関係構築も進めている。このような連携活動には、両機関の持つ考え方や実践の共有を促進するための国際的なセミナーの開催等が含まれる。HCÉRES はその活動を ENQA、EUA(欧州大学協会)、G8 といったフォーラムの場においても促進するよう努めている。

#### フランス国外の高等教育機関の評価の実施

HCÉRES は「経験を広めるため」の取組みとして、フランス国外で評価を行っている。例えば、外国の高等教育機関の評価、海外に設置されたフランスの機関の評価、共同教育課程の評価、外国の教育課程の評価などが挙げられる。そのうちの外国の高等教育機関の評価では、これまで、ベトナム、アルメニア、コスタリカ、レバノン、アラブ首長国連邦、カタール、サウジアラビアの高等教育機関を評価した。

#### 出典:

国際教育学習センター (CIEP): http://www.ciep.fr/

研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

## 付録:技術者資格委員会 (CTI)

## 1. 基本情報

(2016年現在)

設 立	年	1934年
組織の特	徴	技術者資格委員会(CTI: Commission des Titres d'Ingénieur)は、フランスにおける 技術者資格の課程について認証を行う独立団体として正式に認められた非営利組織であ る。CTI は 1934 年、教育法典 L242-1 から 12 に基づき設置された。 同委員会の使命は、フランス国内及び国外(ドイツ、スイス、ブルガリア、ベトナムなど) の工学及び応用科学の分野における教育課程の評価及び認証、技術者教育の質の向上、技 術者カリキュラムの促進を行うことである。
所 在	地	44 rue Cambronne, 75015 PARIS
代 表	者	Laurent Mahieu (President)
組織体	制	<ul> <li>会長及び2名の副会長を含む、9名から構成される理事会</li> <li>委員構成・以下の学術界、雇用者団体、労働組合等の3つの団体からなり、計32名から構成される。メンバーは、4年間の任期で高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)により任命され、再任は一度のみ認められる。なお、事務職員も高等教育・研究・イノベーション省(MESRI)から派遣される。</li> <li>第1団体</li> <li>1.公共的・科学的・文化的・職業専門的なメンバー(4名)</li> <li>2.高等教育機関に属するメンバー(4名)</li> <li>3.科学技術分野のメンバー(8名)</li> <li>第2団体</li> <li>4.雇用者団体のメンバー(8名)</li> <li>第3団体</li> <li>5.労働組合及び技術者協会の団体のメンバー(8名)</li> </ul>

出典:

技術者資格委員会(CTI):La Plaquette de la CTI

CTI: http://www.cti-commission.fr/

#### 2. 使命、目的

#### 2-1) 使命

CTIの使命は、工学(コンピューター科学、応用数学、プロジェクト管理等)の分野における高等教育課程及びカリキュラムの評価及び認証、技術者教育の質の向上、ならびにフランス国内及び国外(ベルギー、スイス、中国、モロッコ、ベトナム、ブルガリア、レバノン、チュニジア、ブルキナファソ)における技術者カリキュラム及びキャリアの促進である。

#### 2-2) 目的

CTI は国際的な知名度の向上を望む外国の工学系高等教育機関に対し、効果的な内部質保証の実施及び能力重視のエンジニアリング教育の促進を支援することをその目的としている。

#### 出典:

技術者資格委員会(CTI): La Plaquette de la CTI

CTI: http://www.cti-commission.fr/

#### 3. 主な活動

#### 3-1) 評価及び認証

CTI は修士レベルの課程のみ評価し、認証を与える(フランスでは、工学課程は 5 年間の総合的な修士課程からなり、現在は工学の学士課程は存在しない)。CTI の認証を受けたフランスの研究機関は、2016 年現在約 220 校で、年間約 3 万の工学修士号を授与している。CTI は毎年 150 の工学課程について評価を行う。

#### 手続き及び基準

CTIによる工学カリキュラムの評価及び認証は、欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)、ならびに EUR-ACE(工学課程認証のための欧州コンソーシアム)の基準に準拠して行われる。認証は最大6年間有効で、この期間は、評価の結果早急に対応が必要となる重要な問題が明らかとなった場合、3年間またはそれ以下に短縮できる。

#### 手続き

課程認証の手続きは、次の手順からなる。

- 高等教育機関による自己評価報告書が作成される準備段階
- 監査段階
- 認証段階
- 意思伝達の段階

#### 評価基準

CTIは、自己評価を行うための各教育課程のための評価基準を以下のとおり設定している。

- A. 使命と組織体制
- B. 開放性とパートナーシップ
- C. 学生の入学
- D. 総合的な修士課程のための教育・訓練
- E. 卒業した技術者の就職
- F. 質の管理・実施中の質の向上

#### 3-2) 国際的な CTI の認証活動

世界的規模では、CTI は工学のカリキュラム及び機関について評価・認証を行う最も経験豊富な組織の1つである。また、CTI はその活動領域を国外にも次第に広げており、欧州高等教育圏の発展に大きく関わっている。

#### 手続き

外国の研究機関は、フランス政府に対し、CTI による肯定的な評価が行われたカリキュラムについて、正式な認定を要請することができる。まず、対象国の学術及び産業に合わせた基準に基づく手続きに従い、CTI が認証を行う。認証を受けた外国の工学学位のリストは、毎年フランスの官報で公表される。認められた外国の工学学位を保持する卒業生は、フランスの研究機関の卒業生と同じフランスにおける職業専門的な技能水準及び権利が与えられる。CTI は ENAEE(欧州工学教育認証ネットワーク)により、EUR-ACE 認定(欧州内で汎用性をもつ工学学位認定)(p.47)について、認証を受けた全ての工学課程に与えることが認められており、それが CTI の認証の認知度を高めている。

#### 基準

外国系の工学系大学院は、CTI が適用するフランス国内の教育課程評価の上記の基準に準拠していなければならない。

#### 3-3) その他の国際的な活動

#### 他国の認証機関との連携

CTI は NVAO(オランダ・フランダースアクレディテーション機構)及び OAQ(スイス大学認証・質保証センター)との間で、2 国間相互認証としてアクレディテーション結果の相互認定に関する協定を締結し、修士課程について共同認証を行ってきた。 両機関が用いる法的枠組みは、欧州高等教育圏の質保証基準とガイドライン(ESG: the Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education AREA)、欧州認証コンソーシアム適正実施基準(the ECA Code of Good Practice)、欧州認証コンソーシアム専門家選考指針(the ECA Principles of the Selection of Experts)を組み合わせたものである。認証プロセスは、大学による自己評価、訪問調査(共同で行われる)、意思決定(別々に行われる)からなる。

CTI はまた、ドイツの工学・情報 / コンピューター科学・自然科学及び数学の学位課程に対する認証機関である ASIIN とも共同認証を行った。仏独の 2 国間工学学位課程の認証を目指した両機関は、認証報告書の共同作成及び認証が行われた場合の共同証明書の作成を行い、また共同認証プロセスの手続き及び基準について定期的に見直しを行うこととしている。これは、EUR-ACE(工学課程認証のための欧州コンソーシアム)プロジェクトの枠組みにおける協力によって進められた基準及び手続きに関する 2005 年の ASIIN-CTI 協定に基づいて実施されている。

さらに、CTI は ECA-MULTRA(共同教育課程に関するアクレディテーション結果の相互認定に関する多国間協定)にも参加しており、加えてフランスにおいて職業技術者団体が存在しないことから、職業団体としても活動している。また CTI は、カナダの職業技術者団体との間で職業認定協定を締結している。

#### EUR-ACE ラベルの活用

EUR-ACE(工学課程認定のための欧州コンソーシアム)プロジェクト(2004 年 9 月 / 2006 年 3 月)は、工学課程の認証について、欧州で汎用性をもつ制度を考案し提案してきた。これにより、全ての参加機関によって尊重される枠組み基準が公表され、この制度を運用するため、国際的な非営利協会(ENAEE:欧州工学教育認証ネットワーク)が設置された。同協会は、EUR-ACE 認定(EUR-ACE Label)を創設し、必要な組織を設置、この認定を監督し、他国にこの制度を広めるように努めている。この制度が迅速に自立できるよう、手数料にかかる方針を確立し、EUR-ACE プロジェクトを進め、2015 年には基準及びガイドラインを作成した。2008 年 11 月、CTI の認証基準及び手続きの外部レビューを経て、現在 CTI は 2019 年 12 月 31 日までの期間について、修士レベルの工学課程に対して、EUR-ACE 認定を与えることが承認された。

#### 出典:

技術者資格委員会(CTI):La Plaquette de la CTI

CTI: References and guidelines 2009 (Références et Orientations 2009)

CTI: http://www.cti-commission.fr/

Rolex Learning Center: Welcome to Swiss Tech Lausanne (EPFL), a Learning Technological University (powerpoint presentation) (2010)

欧州高等教育アクレディテーション協会 (ECA): http://www.ecaconsortium.net/

## 付録:用語集

#### 略語の説明 & 用語集

以下は、本文に登場する用語及び略語について、アルファベット順に説明を加えたものである。略語については、略語の次にフランス語(イタリック)、英語、日本語と続き、用語の説明を加えたものもある。

AAI: Autorité administrative indépendente, Independent Administrative Authority, 独立行政機関

**AERES:** Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur, Evaluation Agency for Research and Higher Education, 研究・高等教育評価機構(HCÉRES の前身)

ANR: Agence nationale de la recherche, French National Research Agency, 国立研究機構

ANR は、2005 年にフランス政府の法律により設置された研究資金提供機関である。同機構の役割は、研究者にプロジェクトを実現させ、画期的な新しい知識に貢献する最善の機会を与える競争スキームに基づいて研究プロジェクトに資金を提供することである。

BTS: Brevet de technicien supérieur, Higher Technician Certificate, 上級技術者免状

**CEA:** Commissariat à L'énergie atomique, Atomic Energy Authority, 原子力・代替エネルギー庁

Certificat, Certificate, 証明(書)

公的なものであるか否かにかかわらず、幅広い科目及び行動に適用される一般的な用語。

**CGE:** Conférence des grandes écoles, グランゼコール会議

**CIEP:** Centre international d'études pédagogiques, International Center for Pedagogic Studies, 国際教育 学習センター

**CIO:** Centre d'information et d'orientation, Center for Information and Orientation, 情報オリエンテーションセンター

CNCP: Commission nationale de la certification professionnelle, National Commission for Vocational Certification, 全国職業資格委員会

CNE: Commission nationale d'évaluation, National Commission for Evaluation, 国家評価委員会

**CNED:** Centre national d'enseignement à distance, National Centre for Distance Education, 国立遠隔教育センター

CNED は、主に大学教育及び競争的行政試験の実施を含む全てのレベルの通信教育を実施する任務を負っている施設法人である。

CNES: Centre national d'études spatiales, National Center for Space Studies, 国立宇宙研究センター

CNESER: Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche, National Council for Higher Education and Research, 高等教育·研究審議会

**CNRS:** Centre nationale de la recherche scientigique, National Center for Scientific Research, 国立科学研究センター

**CNOUS:** Centre nationale des œuvres universitaires et scolaires, National Center for University and School Works,  $2\sqrt{3}$ 

CNU: Conseil national des universités, National Council of Universities, 大学評議会

**CPGE:** Classes préparatoire aux grandes écoles, Preparatory Classes for Grandes Écoles, グランゼコール 予備学級

CPU: Conférence des présidents d'université, University Presidents' Conference, 大学学長会議

CTI: Commission des titres d'ingénieur, Engineer Titles Commission, 技術者資格委員会

**DAEU:** Diplôme d'accès aux études universitaires, Diploma for Access to University Studies, 大学入学免状 この免状は、昇進の機会の拡大または労働市場への復帰を目的として高等教育を望む者、「バカロレア」資格が要求 される行政競争試験受験のための免状の取得を望む者、及び自らの一般的な能力を証明するための免状の取得を望む 者に対して、「バカロレア」資格と同じ権利を与えるものである。

**DEUG:** Diplôme d'études universitaires génerales, General University Studies Diploma, 大学一般教育免状 **DEUST:** Diplôme d'études universitaires scientifiques et techniques, scientific and technical university studies diploma, 大学科学技術教育免状

#### **Diplôme:** Diploma, 免状:

(競争試験へのアクセス、進学などの)権利を証明する書面による文書。免状は国家の管理の下で関連当局より発行される。免状は一定の職業及び一定の教育課程または競争試験へのアクセスを決定づける。免状は免状保有者の認定されたスキル・レベルを認めるものである。

**DNTS:** Diplôme national de technologie spécialisée, National Diploma for Specialized Technology, 専門技術国家免状

DU: Diplôme universitaire, University Diploma, 大学免状

**DUT**: Diplôme universitaire de technologie, University Diploma of Technology, 大学短期技術教育免状 フランスの 111 の IUT (技術短期大学部) が授与する 2年間の就学に対する免状である。2年間で中級レベルの技 術者を養成する IUT 課程では、卒業生が職業学士 (licence professionnelle) のようなより上級レベルの学位を求めて進学することが可能である。教育課程には、法学実務 DUT、企業経営 DUT (GEA)、及び情報コミュニケーション DUT などの課程がある。

**ENA:** École nationale d'administration, National Ecole of Administration, 国立行政学院(グランゼコール)

**ENS:** École normale supérieure, teacher training college, 高等師範学校(グランゼコール)

EP: Établissement public, Public Establishment, 公施設法人

*EPA: Établissement public à caractère administratif,* Public Establishment of Administrative Character, 行政的性格を有する公施設法人

**EPCSC:** Établissement public à caractère scientifique et culturel, Public Establishement of Scientific and Cultural Character, 学術的・文化的性格を有する公施設法人

**EPSCP:** Établissement public à caractère scientifique, culturel et professionnelle, Public Establishment of Scientific, Cultural and Professional Character, 学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人

**EPST:** Établissement public à caractère scientifique et technologique, Public Establishment of Scientific and Technological Character, 科学技術的性格を有する公施設法人

**EPIC:** Établissement public à caractère industriel et commercial, Industrial and Commercial Public Establishment, 商工的性格を有する公施設法人

ESEU: Examen spécial d'entrée à l'université, Special Examination of University Entry, 特別大学入学試験

ESU: European Students Union, 欧州学生連合

HCÉRES: Le Haut Conseil de l'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur, The High Council for Evaluation of Research and Higher Education, 研究·高等教育評価高等審議会

**IAE:** *Institut d'administration des entreprises,* Institute of Business Administration, 経営学院(グランゼ コール)

IEP: Institut d'études politiques, Institute of Political Studies, 政治学院

INRA: Institut national de la recherche agronomique, National Institute for Agrocultural Research, 国立 農学研究所

INRIA: Institut national de recherche en informatique et automatique, National Institute for Research in Computer Science and Control, 国立情報学自動制御研究所

**INSA:** *Institut national des sciences appliquées,* National Institute for Applied Sciences, 国立応用化学学院(グランゼコール)

**INSERM:** *Institut national de la santé et de la recherche médicale,* National Institute of Health and Medical Research, 国立保健医学研究機構

IUP: Institut universitaire professionnalisé, University Institute for Vocational Training, 大学附属職業学校

IUT: Institut universitaire de technologie, University Institute of Technology, 技術短期大学部

**LMD:** *Licence-master-doctorat*, License-master-doctorate (学士-修士-博士)

LOLF: Loi organique relative aux lois de finances, Law Relative to the Finance Laws, 予算組織法

LP: Licence professionnelle, Professional Bachelor Degree, 職業学士

**LRU:** (Loi) Liberté et responsabilités des universités, Law for Freedoms and Responsibilities of Universities, 大学の自由と責任に関する法律

**MESRI:** Ministere de l'Enseignement superieur, de la Recherche et de l'Innovation, 高等教育・研究・イノベーション省

**PRES:** les pôle de recherches et d'enseignement supérieur, Centre for research and higher education, 研究・高等教育拠点

RNCP: Répertoire national des certifications professionnelle, National Register of Professional Certifications, 全国職業資格総覧

**SCUIOP:** Services communs universitaires d'information et d'orientation, ガイダンス及び職業専門性との統合のための大学共同サービス及び大学間サービス

**STS:** Section de technicien supérieur, Higher Technitian Section, 上級技術者課程 この機関はバカロレア後 2 年間の技術研修のからなり、BTS へのアクセスを提供する。

UE: Unité d'enseignement, Educational Unit, 科目群

UFR: Unité de formation et de recherche, Training and Research unit, 教育研究ユニット

UNEF: Union nationale des etudiants de france, National Students Union of France, フランス全国学生連合 VAE: Validation des acquis de l'expérience, Validation System of Acquirement of Experience, 社会経験認 定制度

#### 出典:

研究·高等教育評価高等審議会(HCÉRES):http://www.hceres.fr/

フランス国立統計経済研究所 (INSEE): http://www.insee.fr/

全国職業資格委員会 (CNCP): http://www.cncp.gouv.fr/grand-public/glossaire

キャンピュスフランス: http://www.campusfrance.org/fr/

## 出典・参考資料

#### 出版物

- Agence d'évaluation de la recherché et d'enseignement supérieur (HCÉRES) (2016): *Rapport d'autoévaluation -* 2016
- Agence d'évaluation de la recherché et d'enseignement supérieur (HCÉRES) (2016): PLAN STRATÉGIQUE 2016 -2020
- Agence d'évaluation de la recherché et d'enseignement supérieur (HCÉRES) (2010): *HCÉRES 2010*Analyses régionales des evaluations réalisées entre 2007 et 2010
- Agence d'évaluation de la recherché et d'enseignement supérieur (HCÉRES) (2009): Le référential qualité de l'HCÉRES
- Agence d'évaluation de la recherché et d'enseignement supérieur (HCÉRES): Vague A guide de l'évaluation 2009
- Delegation internministerielle a l'amenagement du territoire et a l'attractivite regionale (Datar),
   Centre d'analyse atrategique (CAS), Agence française pour les investissements internationaux (AFII),
   Ministére de l'economie, de l'industrie et de l'emploi: Tableau de bord de l'attractivité de la France Édition 2010"
- Dèpartement de la valorisation et de l'édition, Ministére d'education nationale (2006): *The state of Education from nursery school to higher education, n.16*
- European Commission (EC): Eurydice The Structure of the European Education Systems 2014/15: Schematic Diagrams
- European Commission (EC): Eurydice Organisation of the education system in France 2009/2010
- European Commission (EC) (2008): Explaining the European Qualifications Framework for Lifelong Learning
- Fabrice Hénard, Alexander Mitterle, OECD (2009): Governance and quality guidelines in Higher Education A review of governance arrangements and quality assurance guidelines
- Manel BENZERAFA, Laurent GARCIN, Patrick GIBERT, Jean-Francois GUEUGNON, Universite paris ouest nanterre-la defense: *Public management ambiguity and performance budgeting "how can they coexist?, The French financial constitution case"*
- Pierre Glorieux, Director for Research Units, HCÉRES (2010): Section des unites de recherché (presentation material in Tokyo)
- Rolex Learning Center (2010): Welcome to Swiss Tech Lausanne (EPFL), a Learning Technological University (powerpoint presentation)
- Stefanie Schwarz and Don F. Westerheijden eds.,(2004): *Accreditation and Evaluation in the European Higher Education Area*, Kluwer Academithe CPUblishers
- Thierry Chevallier: The changing role of the state in French Higher Education: From Curriculum Control to Program Accreditation
- Toulouse/ Albi/ Auch/ Castres Iut Paul Sabatier 2010-2011
- University of Lyon: Research at ENS LYON 2007-2009
- · University of Toulouse: Universite de Toulouse Research and higher education cluster
- 夏目達也・大場淳(2016):フランスの高等教育における職業教育と学位,高等教育における職業教育と学位:アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7か国比較研究報告,大学改革支援・学位授与機構編

- ・ 大場淳(2015):フランスにおける大学・高等教育機関共同体(communauté d'universités et établissements: COMUE)の設置、広島大学高等教育研究開発センター戦略的研究プロジェクトシリーズIX『大学の機能別分化の現状と課題』
- ・ 野田文香(2015):フランス高等教育におけるプログラム評価、大学評価・学位授与機構、平成 26 年度 文部科学省先 導的大学改革推進委託事業 大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究報告書
- ・ 大場淳(2014):フランスにおける大学の連携と統合の推進、広島大学高等教育研究開発センター戦略的研究プロジェクトシリーズで『大学の多様化と機能別分化』
- 夏日達也(2014):フランス高等教育における学位・免状制度,大学評価・学位研究 第16号
- 大場淳・夏目達也(2010):フランスの大学・学位制度,学位と大学,大学評価・学位授与機構研究報告
- 大場淳(2009): フランスにおける博士教育制度の改革,広島大学教育学研究科紀要第三部
- ・ 大場淳(2008): フランスの高等教育機関と学位授与権, 日仏教育学会年報 14 号

#### ウェブサイト

- Admission Post-bac: http://www.admission-postbac.fr/
- Agence 2E2F (Europe Education Formation France): http://www.europe-education-formation.fr/
- Agence d'évaluation de la recherché et de l'enseignement supérieur (HCÉRES): http://www.hceres.fr/
- Agence Nationale de la recherche (ANR): http://www.agence-nationale-recherche.fr/
- Bologna Process: http://www.ehea.info/
- Campus France: http://www.campusfrance.org/
- Center d'études et de recherches sur les qualifications (Céreq): http://www.cereq.fr/
- Centre Inffo: http://www.centre-inffo.fr/
- Centre national de la recherché scientifique (CNRS): http://www.cnrs.fr/
- Centre international d'études pédagogiques (CIEP): http://www.ciep.fr/
- CNOUS: http://www.etudiant.gouv.fr/pid33797/cnous-crous.html
- Commissariat à l'énergie atomique et aux énergies alternatives (CEA): http://www.cea.fr/
- Commission des Titres d'Ingénieur (CTI): http://www.cti-commission.fr/
- Conférence des grandes écoles (CGE): http://www.cge.asso.fr/
- Conférence des présidents d'université (CPU): http://www.cpu.fr/
- Conseil national des universités (CNU): http://www.cpcnu.fr/
- Documentation française: http://www.ladocumentationfrancaise.fr/
- École centrale paris: http://www.ecp.fr/
- École normale supérieure de Lyon: http://www.ens-lyon.eu/
- Embassy of France in Japan: http://www.ambafrance-jp.org/
- European Association of International Education (EAIE): http://www.eaie.org/
- European Commission (EC): http://ec.europa.eu/
- European Commission, Eurostat: http://epp.eurostat.ec.europa.eu/
- · L'info nationale et régionale sur les formations et les métiers (ONISEP): http://www.onisep.fr/
- Institut national de la santé et de la recherche médicale (INSERM): http://www.inserm.fr/
- International Monetary Fund (IMF), Public Financial Management Blog: http://blog-pfm.imf.org/

- Japan External Trade Organization (JETRO) France: http://www.jetro.go.jp/
- Japan Science and Technology Agency (JST): http://www.jst.go.jp/
- Japan Society for the Promotion of Science (JSPS): http://www.jsps.go.jp/
- Legifrance: http://www.legifrance.gouv.fr/
- · Ministère des Affaires étrangères et européennes: http://www.diplomatie.gouv.fr/
- Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche:
   http://www.education.gouv.fr/
- National Institute of Informatics (NII): http://www.nii.ac.jp/
- National Institute of Statistics and Economic Studies (INSEE): http://www.insee.fr/
- Quality Network for a European Learning Resource Exchange (eQNet):
   http://www.eqnet.eun.org/
- Union nationale des etudiants de france (UNEF): http://www.unef.fr/



# 「国際連携」刊行物等のご案内

# インフォメーション・パッケージ

## 日本の高等教育に関する 質保証関係用語集 第4版

日本の高等教育制度、質保証制度等に 関する用語の解説を**日英2ヵ国語**で収録

電子版・オンライン版は当機構国際連携 ウェブサイトから無料でご利用できます。 冊子版については別途ご購入いただけます。

- ➤ 国内外の高等教育の質保証に関する相互理解を深化
- ▶ 公的機関との連携協力による情報提供



#### 大学改革支援・学位授与機構の 評価関係資料 (英語版)

- 大学機関別認証評価実施大綱
- 大学評価基準第2サイクル分
- 選択評価事項C「教育の国際化の状況」

### 高等教育分野における質保証システムの概要

日本及び諸外国の高等教育制度及び質保証制度の基本的な情報を日英2カ国語で集約



Glossarv















当機構が日本語を作成



※1 韓国大学教育協議会(KCUE)による 英文版をもとに、

※2 中国教育部高等教育教学評価センター(HEEC)による 中国語刊行物等を参考に、当機構が概要資料を作成

<sup>2-2</sup> ]<sup>\* 2</sup> ・質保証・評価システム一覧

・賞保証・評価システム一覧



プリーフィング資料

マレーシア インドネシア

ベトナム

アジア地域の高等教育質保証(日本語)

アジア地域に関し、簡単に高等教育質保証についてまとめた資料です。

タイ

香港

台湾

# プロジェクト報告書・翻訳資料等



CAMPUS Asia Pilot Program Joint Monitoring Report & Joint Guideline

日中韓共同の質保証の取組に関する報告書とガイドライン



進化する大学機関別認証評価

ー第1サイクルの検証と 第2サイクルにおける改善-

報告書の主要部分を英訳したもの



翻訳版『BRIDGE ハンドブック

一共同プログラムと 共同学位の認証』

共同プログラムの構築の 在り方に関する提言を まとめた報告書の翻訳版

#### 学生移動(モビリティ)に伴い国内外の高等教育機関に 必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査

高等教育機関等が外国の教育課程修了資格に関する審査・認証を行うにあたり、必要とされる情報提供の在り方や支援に関する調査の報告書(平成25年度~27年度に実施)



# 日本語訳版「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)」

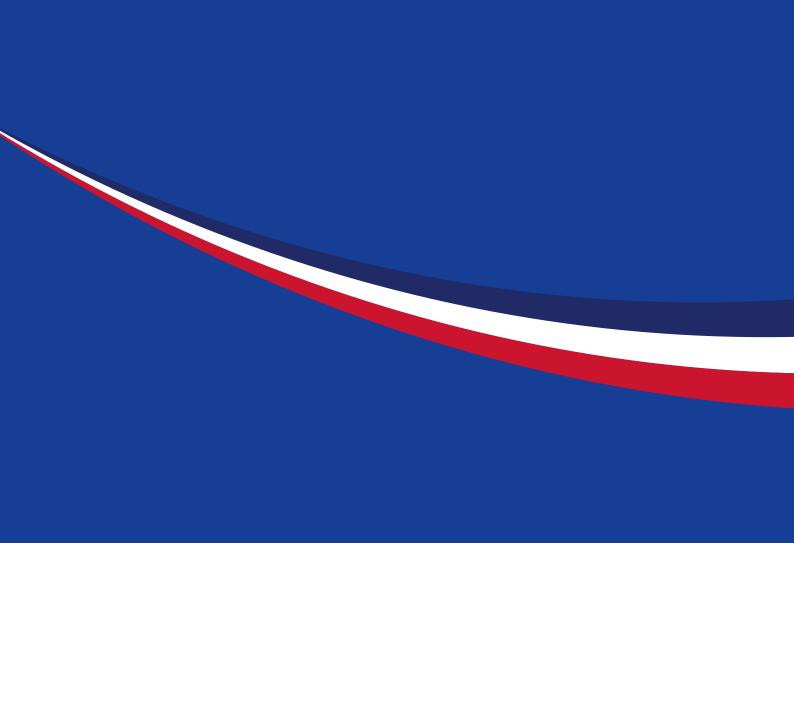
内部質保証、外部質保証、質保証機関の3部で構成された欧州の高等教育の質保証のガイドライン



上記刊行物等は、当機構「国際連携」ウェブサイトからダウンロードできます。

# http://www.niad.ac.jp/n\_kokusai/

資料請求 お問合せ 独立行政法人大学改革支援•学位授与機構 評価事業部 国際課 Tel: 042-307-1616 Fax: 042-307-1559 E-mail: <u>kokusai@niad.ac.jp</u> 〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1



諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要

フランス

第 2 版 (2017年版)

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1 http://www.niad.ac.jp